

主権者教育 指導ガイドライン

～情報リテラシーの育成～

令和8年7月

宮城県教育委員会

目 次

I	はじめに	1
II	高校における主権者教育の推進	
1	現行学習指導要領における主権者教育	2
2	「私たちが拓く日本の未来」指導資料より	3
3	「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より	5
4	「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」より	6
5	外部機関と連携した県立高校の取組	11
III	政治的教養の教育に関する指導上の留意事項	
1	政治的教養の教育に関する背景	12
2	政治的教養の教育に関する指導上の留意事項	14
IV	高校の生徒による政治的活動	
1	生徒の政治的活動等の留意事項	16
2	生徒の政治的活動等の具体の場面	17
3	インターネットを利用した政治的活動等	18
4	家庭や地域の関係団体等との連携・協力	18
V	高校における実践的な教育活動	
1	模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）のねらい	21
2	模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）の実施に当たっての配慮事項	22
3	公職選挙法上の留意点等	22
VI	教職員の指導上の政治的中立の確保等に関する留意点	
1	学校における政治的中立性の確保	26
2	教育公務員の政治的行為の制限	26
3	特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止	30
4	教育者の地位利用の選挙運動の禁止	30
5	公務員の地位利用による選挙運動の禁止	30
VII	情報リテラシーの育成に係る実践	
1	主権者教育につながる情報リテラシー育成の趣旨	32
2	想定される情報リテラシー育成の場面	32
3	現行学習指導要領の情報リテラシーに係る記載	33
4	「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より	36
5	教育課程企画特別部会「論点整理」より	36
6	副教材「私たちが拓く日本の未来」より	38
7	総務省「インターネットとの向き合い方 ニセ・誤情報にだまされないために 第2版」	39
8	情報リテラシーの育成に係る各教科の実践事例	42
VIII	主権者教育に関するQ & A	80
IX	参考資料	92

I はじめに

教育基本法第14条第1項には、「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とされています。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下において民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって、欠くことのできないものです。これに基づき学校では、これまでも生徒の政治的教養を育む教育が行われてきました。

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられ、学校においては政治的教養を育む教育を一層推進することが求められています。その際、議会制民主主義などの政治や選挙に関する知識に加えて、教育基本法第14条第2項に基づき、学校の政治的中立を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象を取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが求められています。

学校教育における主権者教育については、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し、責任感をもって政治に参画しようとする国民の育成や、18歳への選挙権年齢の引下げによる、小・中学校からの体系的な指導の充実等の観点から、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、社会科や公民科等を中心に指導が行われているところです。

特に高校等においては、満18歳を迎えた生徒が公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるよう、各高校等に毎年度配布している、総務省・文部科学省作成の副教材「私たちが拓く日本の未来」（以下、副教材と呼ぶ）及び教師用指導資料（以下、指導資料と呼ぶ）を参考としながら、計画的な指導が行われております。

県教育委員会として、選挙権年齢の引下げを踏まえ、高校教育段階で、社会参画への意識を育み、生徒が健全な主権者として成長できるよう、教育環境を整えることは大変重要であると考えております。県教育委員会では、平成28年3月に「シチズンシップ教育に係る実践事例集」を作成し、毎年度、教員対象のシチズンシップ教育研修会を開催するなど、主権者教育の推進に取り組んできました。

県立高校では、選挙管理委員会と連携し、出前講座や模擬投票実施のほか、実際の投票で投票立会人を務めるなど、授業での政治に関する知識の習得にとどまらず、政治や選挙に対する関心を高め、良識ある主権者として、社会参画に必要な力の育成に取り組んでいるところです。

現在、次期学習指導要領の改訂に向けた議論が進められており、主権者教育の重要性についても指摘されているところです。また、昨今、選挙の際などのSNS上の偽・誤情報対策の必要性が叫ばれており、主権者教育に関連して、高校における情報リテラシー育成の取組がより一層必要であると考えています。

県教育委員会では、我が県独自の主権者教育に係る指導ガイドラインを活用し、情報リテラシー育成の事例に基づいた研究協議等の、実践的な内容を取り入れた教員研修を行うなど、現場の教員が安心して指導できるよう支援しながら、主権者教育の一層の充実に努めたいと考え、本ガイドラインを作成するものです。

各学校においては、本ガイドラインを活用し、生徒が社会参画への意識を育み、情報リテラシーを向上させ、健全な主権者として成長できるよう、主権者教育を推進願います。

宮城県教育委員会

Ⅱ 高校における主権者教育の推進

【ポイント】

- 選挙権年齢が満 18 歳以上に引下げ
- 良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深める
- 主権者教育は、公民科の学習において重要な位置を占める
- 副教材及び指導資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用する
- 「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定する
- 「総合的な探究の時間」や「特別活動」等でも学校として副教材を活用する
- 小学校・中学校の社会科、高校の地理歴史科、公民科等をはじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められる
- 高校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携する
- 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である
- メディア・リテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育む

1 現行学習指導要領における主権者教育

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編

第1章 総説

第2節 公民科改訂の趣旨及び要点

1（2）公民科の改訂の基本的な考え方

（ウ）主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成、現代社会に生きる人間としての在り方生き方の自覚の涵養

（前略）さらに、中央教育審議会答申において、主体的に社会に参画しようとする態度についての課題が指摘される中、公職選挙法の改正に伴い選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引下げられたことなども踏まえ、選挙権をはじめとする政治に参加する権利を行使する良識ある主権者として、主体的に政治に参加することについての自覚を深めることなど、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくことが強く求められている。公民科においては、従前の学習指導要領から一貫して重視されてきた、課題の発見、解決のための「思考力、判断力、表現力等」とも相まって、身近な地域社会から地球規模に至るまでの課題の解決の手掛かりを得ることが期待されている。そのような理念に立つ持続可能な開発のための教育（ESD）や主権者教育などについては、引き続き公民科の学習において重要な位置を占めており、現実の社会的事象等を扱うことのできる公民科ならではの「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養することが求められる。

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編

第2章 公民科の各科目

第1節 公共

1（1）科目の性格

（前略）このことは、本来、公民科が大切にしてきたことであるものの、今回の改訂においては、我が国が厳しい挑戦の時代を迎える中で、これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を効果的に育むための中核を担う科目を、公民科において新設することとした。すでに、我が国においては選挙権年齢が引き下げられ、更に令和4年度からは成年年齢が18歳へと引き下げられることに伴い、高校生にとって政治や社会は一層身近なものとなるとともに、自ら考え、積極的に国家や社会に参画する環境が整いつつある。

このような中で新設された「公共」は、人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際関係などに関わる諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を育成することを目標としている。

また、「公共」の履修については、必修修とし、原則として入学年次及びその次の年次の2か年のうちとした。高等学校において、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められることや選挙権年齢及び成年年齢の引下げなどを踏まえたものである。

以上のように、現行学習指導要領の記載から、主権者教育において公民科の果たす役割が大きいことが分かる。ただし、指導資料には、公民科の教員だけでなく、学校の全ての教員が主権者教育を推進すべきことが、以下のように記載されていることに留意願う。

2 「私たちが拓く日本の未来」指導資料より

○「私たちが拓く日本の未来」指導資料

3 副教材を位置付けた年間指導計画作成における配慮事項

学習指導要領においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図ることとされている。また、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこととされている。

このことを踏まえ、副教材及び本資料は、公民科を担当する教員だけでなく、全ての教員の指導で活用されることが期待されている。また、学校現場、選挙管理委員会、地域の選挙啓発団体等が一体となって、副教材を活用した出前授業等を実施することなども考えられる。

したがって、

- ① 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定しておくこと
- ② 総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと

- ③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

が必要になると考えられる。

以上の指導資料に記載された①～③についての補足説明は以下のとおり。

① 公民科の科目「公共」、「政治・経済」の年間指導計画を作成する際、副教材の活用場面を想定しておくこと

- ・ 教科書等を活用して行われる通常の指導に加えて、副教材の具体的な活用場面を想定しておく必要がある。
- ・ 選挙権年齢が満18歳に引き下げられたことの意義や影響については、公民科を担当する教員による指導だけでなく、学校の全ての教員が、それぞれの立場で生徒に考えさせたい事柄である。その意味からも、公民科ではどの学年（年次）、いつの時期に副教材を活用する場面があるのかについて、関係者全員が一覧できる年間指導計画を作成する必要がある。

② 総合的な探究の時間や特別活動等で学校として副教材を活用する際、公民科の指導との関連を踏まえておくこと

- ・ 副教材は、公民科の指導での活用だけでなく、総合的な探究の時間や特別活動等でも活用することが期待される。
- ・ 総合的な探究の時間や特別活動等の年間指導計画に、副教材の活用場面、活用時期等を適切に位置付けた上で、学校又は学年全体として発展的、系統的な指導ができるようにすることが大切である。その際、総合的な探究の時間や特別活動等にはそれぞれ固有の目標があることに留意して、それらの目標を実現するために適した学習活動となるよう、単元の指導計画を立てることも必要である。
- ・ 総合的な探究の時間や特別活動等で副教材を活用するに当たっては、すでに公民科の各科目で、憲法や選挙、政治参加に関する教育を実施しているのか、それともまだ実施していないのか把握しておくことが欠かせない。

③ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して副教材を活用した出前授業等を実施する際に留意すべき点を明確にしておくこと

- ・ 副教材の実践編に掲載された模擬選挙や模擬請願、模擬議会などの事例に関する指導を実施するには、選挙管理委員会など学校外部の関係機関、関係者と連携、協働することが効果的である。
- ・ 学校外部の関係機関、関係者と連携、協働して実践的な学習活動を実施するためには、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。

さらに、令和3年3月31日に取りまとめられた、文部科学省の主権者教育推進会議「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」でも、教科等横断的な視点で、教科等間相互の連携を図るよう、次ページのように記載があるので、確認願う。

3 「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より

○「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」

はじめに

- ・ 平成29年及び30年に公示された学習指導要領（「新学習指導要領」という。（以下同じ））は、上記の Learning Framework2030 と同様に 2030 年頃の社会を見据えているが、今後の社会変化の一つとして A I の飛躍的な進化を挙げ、学校教育において人工知能では為し得ない「人間ならではの強み」を発揮できるようにしていくことを求めている。すなわち、人工知能がいかに進化しようとも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理である一方で、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来をつくっていくか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくかという目的を自ら考えだしたり、答えのない課題に対して、多様な他者と協働しながら目的に応じた納得解や最適解を見いだしたりすることができるという強みを持っている。新学習指導要領では、そうした強みを教育課程全体で発揮できるようにしていくことを求めている。
- ・ 同様に、主権者教育で扱う社会的な課題や政治的な課題に唯一絶対の正解があるわけではない。したがって、主権者教育を推進する上では、正解が一つに定まらない論争的な課題に対して、児童生徒が自分の意見を持ちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者の意見と折り合いを付けたりする中で、納得解を見いだしながら合意形成を図っていく過程が重要となる。このように主権者教育の目指すところは、新学習指導要領が見据えた 2030 年の未来社会を生きる子供たちに必要な資質・能力の育成とも重なるといえよう。

I 主権者教育推進の背景と経緯

2 新学習指導要領における主権者教育の充実

（1）中央教育審議会における審議

- ・ 具体的には、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成することが重要とされている。また、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要であるとして、小学校・中学校の社会科、高等学校の地理歴史科、公民科等はじめ、家庭科や特別活動等における指導内容の充実が求められた。
- ・ 特に、高等学校においては、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む公民科の共通必修科目として「公共」を設置することなどについて提言された。

公民科以外に主権者教育を実施する場面としては、総合的な探究の時間、特別活動、地理歴史科、家庭科、情報科などが考えられる。

令和8年4月24日
社会・地理歴史・公民
ワーキンググループ
資料 1

社会、地理歴史、公民における 資質・能力の育成等について

議題1 社会参画意識の育成について

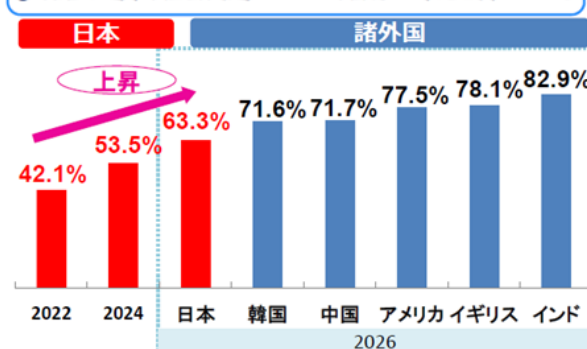
議題2 評価の在り方等について

若者の社会参画意識について

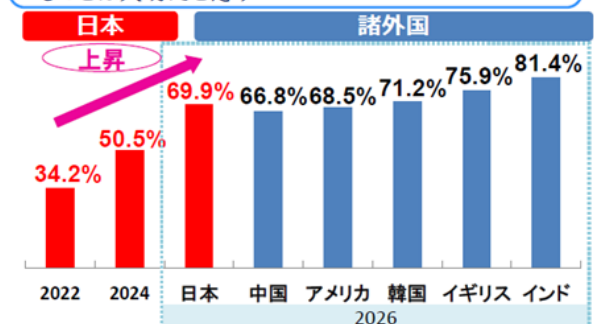
参考資料 1

◆ 18歳の当事者意識は上昇傾向だが、諸外国と比較すると低い水準である

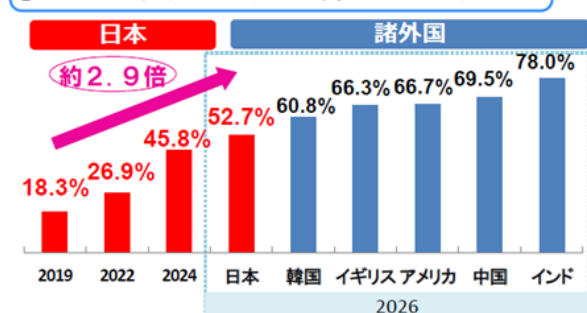
①政治や選挙、社会問題について、自分の考えを持っている



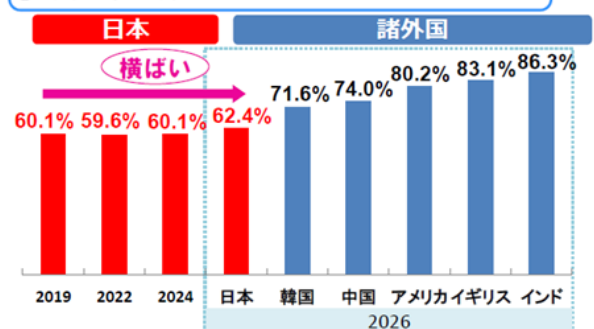
②政治や選挙、社会問題について家族や友人と議論することは大切だと思う



③わたしの行動で国や社会を変えられると思う



④将来の夢を持っている



※19年の質問項目は、「自分で国や社会を変えられると思う」、22年、24年の質問項目は「自分の行動で、国や社会を変えられると思う」であったことに留意

(出典) 日本財団 18歳意識調査より

次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第7回」において、2026年に民間団体が実施した18歳の意識調査において、当事者意識は上昇傾向にあるもの、諸外国と比較すると低い水準であることや、以下のとおり、直近の衆議院議員総選挙における全体の投票率（56.26％）に比べて、10代の投票率（43.45％）は低い状況が見られるなど当事者意識に課題が見られるとされている。

直近の国政選挙における10代の投票率（速報値）について

参考資料2

◆ 10代の投票率は、約4割程度と全体の投票率と比べて低い

○第27回参議院議員通常選挙 年齢別投票者数調（18歳・19歳）（抜粋）

R7.9.19

年齢	投票率（％）			【参考】全体投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計
18	46.97	51.98	49.38	59.27	57.80	58.51
19	40.15	41.96	41.04			
計	43.66	47.01	45.29			

○第51回衆議院議員総選挙 年齢別投票者数調（18歳・19歳）（抜粋）

R8.3.12

年齢	投票率（％）			【参考】全体投票率（％）		
	男	女	計	男	女	計
18	50.04	52.93	51.47	57.13	55.44	56.26
19	33.85	36.59	35.20			
計	42.04	44.90	43.45			

【出展】総務省HP選挙結果資料より引用 10

次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第7回」において、主権者教育の充実についての改善の方向性が議論され、次ページの資料のとおり、主権者教育は学校教育全体に関わるものであることを踏まえ、これらの取組を総合的な学習・探究の時間や特別活動と連携して実施するとともに、いわゆるメディア・リテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育むことも重要であることに留意が必要であることが明記されている。

また、次ページの「令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果」を見ると、公民科、特別活動、総合的な探究の時間で主権者教育を実施していることが分かる。公民科以外の教員も関わって、学校全体で主権者教育を推進することが求められる。

（論点1）主権者教育の充実について②

2. 改善の方向性

小・中・高等学校の今次学習指導要領において、主権者教育の内容は充実しているものの、調査結果等から引き続き、**児童生徒の社会参画意識が必ずしも高い状況ではない**ことが読み取れる。

こうした状況を踏まえ、主権者教育を更に充実する観点から、学校での活動が形式化せず、**より実践的な活動等を行う方向で見直しを行うこと**としてはどうか。

その際、**特別活動WGにおいて議論されている事項とも関連付けながら検討すること**としてはどうか。

（1）基本的考え方

- 主権者教育は、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるものとされている。
※平成28年6月「最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～」(「主権者教育の推進に関する検討チーム」)
- 主権者教育は、**国民主権を担う公民として**、国民が自らの意思で政治に参加し、**国家及び社会の形成者として必要な資質・能力を育むこと**を目指していることを改めて理解することが重要である。
- 社会参画意識を一層向上させるため、**子供自身が有権者であることを意識し、自らの判断で権利を行使することができるよう、外部機関等も活用した実践的な活動をより充実する**方向で見直す。
- その際、**主権者教育は学校教育全体に関わるものであること**を踏まえ、これらの取組を**総合的な学習・探究の時間や特別活動と連携**して実施するとともに、いわゆるメディアリテラシーの涵養も含め、各教科を通じて主権者としての適切な判断に必要な資質能力を育むことも重要であることに留意が必要。
- 特に、令和5年度から施行されている**こども基本法において子供の権利の保障、意見表明及び社会参画の機会の確保等**が示されていることを踏まえ、特別活動とも連携しながら、子供たちが主体となって実感を持って活動する機会の充実を図る。(7から8ページまでの特別活動WGの議論を参照)

（2）具体的な方向性

- 主権者教育に関する取組の充実に向けて、**①主権者教育の取組を深めていく方向性**と、**②主権者教育の取組を広げていく方向性**の2つが考えられる。

- 具体的には、①として、

・主権者として、**合意形成や社会参画を視野に入れながら、社会との関わりを意識する課題を設定し、社会の現状を把握して、社会生活に生かそうとしたり、学習の成果をまとめたり振り返ったりする活動**（下記に掲げる実践的な活動を実施する際にこれらの活動の視点を重視）

・**子供たちが主体となって実感を持つことができる実践的な活動**（模擬選挙、模擬投票、模擬議会、模擬請願など）

※ 形式的な活動にとまらず、多様な意見を交わしあつた上で、合意形成を図るなど、社会科学習としての意義を踏まえた活動とすることが重要。

※ 以上のような取組が充実されるよう、学習指導要領解説も含めて見直すことを検討。

【補足イメージ1：5ページ】

- ②として、

・**選挙管理委員会や議会事務局、NPO法人等の外部機関等との円滑な連携・協働**

・**他教科**（特別活動、総合的な学習・探究の時間等）との**連携強化**

※ 社会科としては、広範かつ客観的な視点から社会的事象を捉え、活動を行うことが重要。

※ その際、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、児童生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意することなどを示している。

※ 上記の活動を行うに際して、情報収集等を行うにあたり、前回WGにおいて議論した「社会的事象等について調べまとめる技能」を活用することを想定（15ページ参照）

（3）その他

- 文部科学省において、各学校で**実施する実践的な活動の取組**がより円滑に実施されるよう、**総務省や議会事務局、首長部局等と連携**するなど必要な対応を行う。

- 児童生徒の発達段階や教科等横断の視点から、主権者教育の全体像を体系的に示すことを検討。

4

令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果（概要）

参考資料3

（1）主権者教育の実施状況（学年別）

第1学年**74.0%**、第2学年**77.6%**、第3学年**80.3%**、第4学年**46.8%**が何らかの教科・科目で実施していると回答

（2）主権者教育の実施した主な教科・科目（学年別）※複数回答可

いずれの学年でも**公民科、特別活動、総合的な探究の時間**の順で多かった。

主権者教育を実施した主な教科・科目（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 公民科（特別支援学校（知的障害）高等部では社会科）	46.9 %	47.7 %	45.9 %	28.7 %
2 特別活動（ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事等）	33.5 %	34.7 %	37.8 %	22.5 %
3 総合的な探究の時間	12.4 %	14.7 %	12.8 %	7.2 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

※「実施していない」と回答した学校は、第1学年26%、第2学年22.4%、第3学年19.7%、第4学年53.2%

■調査目的

令和7年度における主権者教育に関する取組の実施状況の把握

■調査対象

国公立高等学校等（全日制・定時制・通信制、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部）2,234校を対象（有効回答数1,823校 回収率81.6%）

■調査時期

2026年2月4日～2月27日

（3）学習活動の内容（学年別）※複数回答可

いずれの学年においても、**公職選挙法や選挙の具体的な仕組みに対する理解を深める活動**が最も多く実施。

第1～3学年では、これに次いで、**模擬選挙・模擬請願や模擬議会などの実践的な学習活動**が多い。

第4学年では、これに次いで、**現実の政治的事象について考察を深めるための話し合いや意見交換、議論**が多く実施。

学習活動の内容（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 公職選挙法や選挙の具体的な仕組みの理解を深める学習活動	50.0 %	53.5 %	55.8 %	33.6 %
2 模擬選挙、模擬請願、模擬議会などの実践的な学習活動	28.1 %	32.1 %	31.4 %	13.7 %
3 現実の政治的事象について考察を深めるための話し合いや意見交換、議論	19.2 %	24.6 %	27.6 %	15.9 %
4 SNS等のインターネットやメディアを通じた政治や選挙に関する情報収集やその留意点に関する学習活動	17.1 %	17.8 %	19.9 %	13.2 %
5 地域の課題解決を目標として主体的に活動する学習活動	13.2 %	14.5 %	12.7 %	7.9 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

13

以下の「令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果」より、高等学校における外部機関との連携状況を見ると、第1から第3学年において、選挙管理委員会との連携は約20%、地方公共団体との連携は約7%、関係団体・NPO等との連携は約3～5%など必ずしも高くない状況が見受けられ、生徒が主体となって実感を持つことができる実践的な活動を行う上で、より一層の連携・協働が求められる。

令和7年度主権者教育（政治的教養の教育）実施状況調査の結果（概要）

参考資料3

(4) 外部団体・人材との連携（学年別） ※複数回答可

いずれの学年においても、連携していないと回答した学校が3～4割。

連携している場合、連携先として最も多くあげられたのは、いずれの学年においても**選挙管理委員会**であり、これに**地方公共団体**、**主権者教育に関する関連団体・NPO**が続いた。その他の連携先（記述）として、**地元企業や弁護士会、税務署、他校の生徒会**などがあげられた。

外部団体・人材との連携（学年別）

	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年
1 選挙管理委員会	18.7 %	23.0 %	21.4 %	10.2 %
2 地方公共団体	6.2 %	7.4 %	7.0 %	2.6 %
3 主権者教育に関する関連団体・NPO	3.0 %	3.6 %	4.5 %	1.9 %
4 大学	2.2 %	2.7 %	2.5 %	1.5 %
5 議会事務局	1.4 %	2.2 %	1.8 %	0.6 %
6 連携していない	42.9 %	38.7 %	42.0 %	33.9 %

※母数は「対象学年が在籍していない」を除く回答数

(5) 現実の選挙を題材にした指導（設置者別） ※複数回答可

いずれかの学年において**現実の選挙（令和7年7月の参議院議員通常選挙、令和8年2月の衆議院議員総選挙、地方選挙）**を題材に指導を実施した／する予定と回答した学校は**52.8%**。

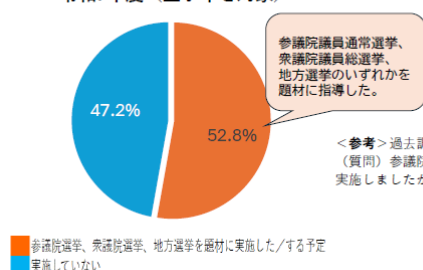
過去調査（令和4年度、令和元年度）では、第3学年の生徒を対象に参議院議員通常選挙を題材にした指導を実施したかを問うており、令和4年度は44.9%、令和元年度は41.9%の学校が実施したと回答。

現実の選挙を題材にした指導（設置者別）

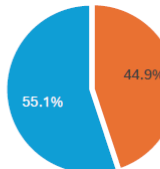
	公立	国立	私立等	合計
0 実施していない	44.1 %	54.4 %	54.7 %	47.2 %
1 参議院議員通常選挙を題材として実施した	40.0 %	31.6 %	30.3 %	37.2 %
2 衆議院議員総選挙を題材として実施した／実施する予定	35.3 %	31.6 %	33.3 %	34.7 %
3 地方選挙（首長・地方議員）を題材として実施した／実施する予定	11.2 %	12.3 %	6.74 %	10.1 %

※母数は回答した学校数

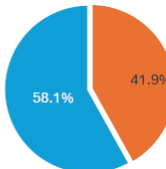
令和7年度（全学年を対象）



令和4年度（第3学年を対象）



令和元年度（第3学年を対象）



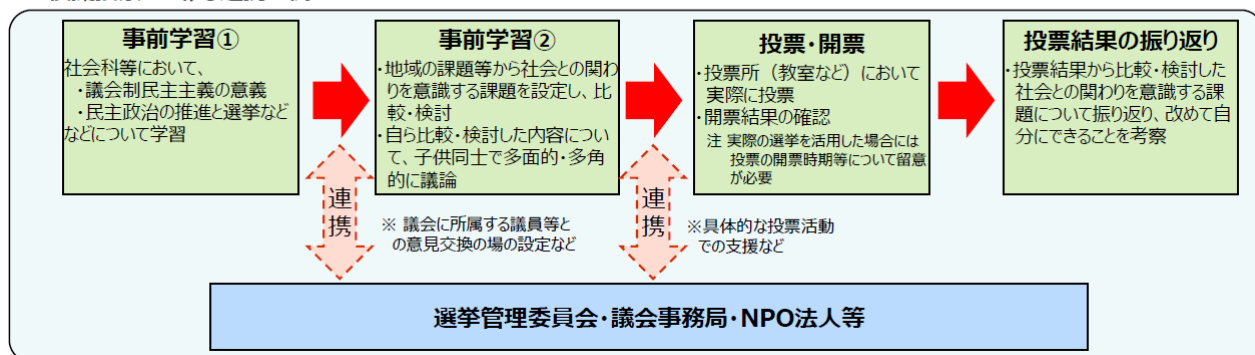
14

子供たちが主体となって実感を持つことができる実践的な活動のイメージ（案）

補足イメージ1

社会参画意識を一層向上させるため、子供自身が有権者であることを意識し、自らの判断で権利を行使することができるように、外部機関等も活用した実践的な活動をより充実することとしてはどうか

● 模擬投票における連携の例



次期学習指導要領改訂に向けた「教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ 第8回」において、次ページの資料のとおり、「社会参画意識に関する課題」についての改善の方向性が示され、「主権者教育のさらなる充実」及び「情報モラルやメディア・リテラシーの重要性」が明記されている。

社会、地理歴史、公民WGの 取りまとめについて

議題3

取りまとめに向けた検討について

社会・地理歴史・公民 WG

1. 現行の成果・課題を踏まえた改善の方向性②

イ. 課題を追及・解決する活動における課題

- 今次の学習指導要領改訂においては、社会との関わりを意識して課題を追及したり解決したりする活動の充実が図られ、課題把握（動機づけ、方向づけ）、課題追究（情報収集、考察・構想）、課題解決（まとめ）、新たな課題発見（振り返り）といった学習過程を、単元など内容や時間のまとまりの中で児童生徒が行うこととされ「資料などから疑問を見つけたり問いを作ったりしている生徒」は60%前後（暫定値）にとどまっている。（中学校学習指導要領実施状況調査（R5年度））
- また、多様な立場の人々による様々な情報や資料等が溢れる現代社会において、その情報や資料等の真偽や意図、背景等を把握することは一層重要となっている。

ウ. 社会情勢の変化に伴う課題

- グローバルな協調や競争に関する課題、内なる国際化、地球環境の変化やそれに伴う自然災害の頻発化・激甚化、生成AIなどデジタル技術の飛躍的な発展。人口減少・高齢化の加速がもたらす持続可能性の危機など、社会情勢の変化の観点から内容の見直しの必要性が高まっている。
- また、現行学習指導要領改訂後に制定・改正された人権に関する教育と関連のある法令等（こども基本法、障害者差別解消法、LGBT理解推進法、偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画など）を踏まえた検討も必要となっている。
- 一方、上記に関する内容の充実を図る際、調整授業時数制度も見据え、全体として学習内容を増加させず、一定の精選を図る必要がある。

エ. 社会参画意識に関する課題

- 今次改訂において、小・中・高等学校の各段階を通じて教科等横断的な視点から主権者教育に関する内容が充実されたが、各学校種・各分野、科目の学習が、一部の教科等で社会の一員としてのよりよい社会づくりの意識に課題があり、社会との関わりを実感できる学習活動が不十分ではないかといった指摘がある。（学習指導要領実施状況調査（R4～6年度））
- 18歳の意識調査において、当事者意識は上昇傾向にあるものの、諸外国と比較すると低い水準にある。（18歳の意識調査（日本財団、2026年4月6日））また、直近の衆議院議員総選挙における全体の投票率（56.26%）に比べて、10代の投票率（43.45%）は低い状況が見られる。（総務省）
- また、昨年の参議院選挙等を対象にしたSNS情報の投票行動等への影響に関する調査において、若い世代ほどSNSの情報が投票先に影響を与えていること（都議会議員選挙・参議院選挙2025有権者アンケート（日本総合研究所未来価値研究所政治人材バンクプロジェクト、2025年8月19日））、18歳以上を対象にした、多くの人がオンラインコンテンツについての改ざんや誤情報になることに懸念をいっているなどの調査結果もある。（フェイク情報への懸念と生成AIの影響についてのグローバル調査（アドビ株式会社、2024年6月25日））
- 高等学校における外部機関との連携状況については、第1から第3学年において、選挙管理委員会との連携は約20%、地方公共団体との連携は約7%、関係団体・NPO等との連携は約3～5%など必ずしも高くない状況が見受けられる。（主権者教育実施状況調査（R7年度））
- 一人一人の自己決定権の尊重や社会参加の促進「こども基本法」や成年年齢の18歳引き下げを踏まえた主権者教育のさらなる充実が求められる。社会参加に関わっては、SNSの影響や生成AIの普及などが選択・判断に影響を与えることがあることも踏まえる必要がある。特に、SNSの活用により取り返しのつかない事態に発展するリスクがあることをあまり意識せずに安易に活用するケースもみられる。このようなことから、情報モラルやメディアリテラシーの重要性が一層求められていることを踏まえる必要がある。

5 外部機関と連携した県立高校の取組

次期学習指導要領の改訂に向けた議論で、主権者教育の充実のために外部機関とのより一層の連携・協働が求められる中、以下に示した本県の県立高校における取組を参考として、各校の実情に応じ、主権者教育をさらに推進願う。

なお、本ガイドライン P.4 にあるとおり、事前に年間指導計画を作成した上で学校外部の方々と打合せを行うことが望まれる。

【外部機関と連携した県立高校の取組】

①外部講師（選挙管理委員会）を活用した選挙の出前講座実施

- (R4) 14 校（県選挙管理委員会実施）→18.2%（14 校/77 校）
- (R5) 19 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→24.4%（19 校/78 校）
- (R6) 22 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→28.2%（22 校/78 校）
- (R7) 23 校（県＋市町村選挙管理委員会実施）→29.9%（23 校/77 校）
- (R8) 22 校（県＋市町村選挙管理委員会実施予定）→28.6%（22 校/77 校）

②宮城県議会との連携

- (R7) 泉館山高校：宮城県議会議員との意見交換会
- (R8) 多賀城高校、石巻高校、石巻好文館高校、石巻西高校、気仙沼高校：震災 15 年目の節目にあたり、「防災・減災」をテーマに「高校生議会」を開催予定

③過去 5 年間の特色ある取組

- ・柴田高校：柴田町議会議員との意見交換会、衆院選期日前投票で投票立会人を務める
- ・大河原産業高校川崎校：川崎町議会議員との意見交換会
- ・気仙沼高校、本吉響高校：知事選期日前投票で投票立会人を務める
- ・泉館山高校：青年会議所主催による大学生を交えた主権者教育に関するワークショップ
- ・泉松陵高校：日本青年会議所主催「第一回全国高校生政策甲子園」自由政策部門でアプリケーションを活用した育児支援策を提案し、最優秀賞受賞
- ・仙台第三高校：本県独自の「シチズンシップ教育推進事業」研究指定校（R4～R8）として、山形東高校と連携した模擬国連活動、小中学生への出前授業、地域住民との連携による政策提言を見据えた探究活動などを実施。
- ・古川黎明高校：吉野作造記念館の高校生デモクラシー塾における選挙啓発活動への参加、探究学習における市役所などへの政策提言
- ・宮城野高校：衆院選に合わせ、県選挙管理委員会から機材を借用して模擬投票実施、その模擬投票所運営をボランティア生徒が担当
- ・多賀城高校：多賀城市選管・NPO 法人ドットジェイピーと連携して模擬投票実施
- ・南三陸高校：模擬議会で、南三陸町長など町幹部に地域課題の解決策を提案
- ・塩釜高校：塩竈市議選で、投票率向上に向けた市の啓発活動に協力して、ポスター、パネル、動画を作製

Ⅲ 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

【ポイント】

- 高校に在学する生徒の中に、満１８歳以上の選挙権を有する者と、満１８歳未満の選挙権を有さない者とが混在する
- 満１８歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできる
- １７歳以下の生徒は、選挙運動を行うことができない
- 高校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる
- 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する
- 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行う
- 現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れる
- 公民科はもとより、各教科、総合的な探究の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進める

１ 政治的教養の教育に関する背景

- ・ 平成２７年６月１７日、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立（６月１９日、公布）。
 - ・ 改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満１８歳以上に引き下げられた。
 - ・ 高校に在学する生徒が、在学中に満１８歳を迎え選挙権を得ることで、生徒の中に満１８歳以上の選挙権を有する者と満１８歳未満の選挙権を有さない者とが混在することとなっていることを十分認識し、高校に在学する全ての生徒に、これまで以上に組織的に公民としての資質を育む指導を行うことが、学校として求められる。
 - ・ 高校生が身に付けることが期待される公民としての知識や能力とはどのようなものかについて、本法律案が審議された国会においても議論がなされ、特に、以下の２点に留意することが期待されている。
 - ① 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成（留意点１）
 - ② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解（留意点２）
- ① 現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成（留意点１）
- ・ 全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、公民科はもとより、各教科、総合的な探究の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。
 - ・ 現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

- ・ 副教材に示されている、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことによって、主権者として必要とされている、以下の資質・能力を生徒に身に付けさせることが期待される。

【主権者教育として育成することが期待される資質・能力】

「知識及び技能」

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

「思考力、判断力、表現力等」

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

「学びに向かう力・人間性等」

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

【実践的な学習活動を行う上で取り入れたい学習方法】

①「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」

実践的な学習活動では、いずれも複合的な要素が絡んでいるため正解が一つに定まらない課題を題材として扱う。正解が一つに定まらない課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の者の主張の根拠を読み取ることが求められる。この学習方法は、21世紀の日本社会が抱える公共的課題の解決に取り組む市民の育成につながる。

②「学習したことを活用して解決策を考える学び」

実践的な学習活動では、高校公民科及び中学校までに習得した知識・技能を活用して取り組むこととなる。学習によっては、その他の教科・科目等の知識・技能を活用する必要性も考えられるだろう。この学習方法は、公共的課題の争点を知り、解決策を考え、解決に向け行動する市民の育成につながる。

③「他者との対話や議論により、考えを深めていく学び」

実践的な学習活動では、他の生徒と学び合い、考える活動や地域の人との意見交換など、他者と協働して課題を解決していくこととなる。その際には、他者との対話や議論により、考えを深めていくことが必要である。この学習方法は、多様な価値観を持つ他者と協働しながら課題解決に取り組む市民の育成につながる。

② 違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解（留意点2）

- ・ 満18歳以上の生徒は選挙権を得ることと同時に、選挙運動期間中に選挙運動を行うことが法的にできることになる。これらの活動は、高校に在学する生徒においても基本的には尊重されるべき活動であり、適法に行われることが必要である。
- ・ 同じクラスでも満18歳となった生徒は選挙運動を行うことができるにもかかわらず、17歳である同じクラスの生徒は一緒に選挙運動を行うことができない状況がある。
- ・ 18歳の生徒が17歳の生徒に「一緒にやろう」といった勧誘を行うことは17歳の生徒に違法行為を促すこととなり、そのような状況になることは避けなければならない。また、部活動などにおいて3年生が1年生に働きかける場面も想定されるので、3年生のみに周知するだけでなく、1年生も含め学校全体として指導する必要がある。

2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

① 学校における教育活動の場面

- ・ 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ・ 教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な探究の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。
- ・ 指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

② 生徒に身に付けさせる資質・能力

- ・ 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。
- ・ 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見いだし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

③ 政治的中立性の確保

- ・ 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。
- ・ 現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。
- ・ 補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

④ 選挙管理委員会との連携

- ・ 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。
- ・ 多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

⑤ 教員の立場

- ・ 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

Ⅳ 高校の生徒による政治的活動

【ポイント】

- 18歳以上の高校等の生徒は、選挙運動を行うことなどが認められる
- 高校等における生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される
- 生徒が本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、政治的中立性が確保されるよう、高校等は禁止する
- 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断して行うが、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域の連携が必要

1 生徒の政治的活動等の留意事項

- ・ 18歳以上の高校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められる。
- ・ 以下の3点を踏まえ、高校等における生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。
 - ① 学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること
 - ② 高校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること
 - ③ 高校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていること
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高校等において生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【用語の定義】

・「選挙運動」

特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得、又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいい、有権者である、ここでは生徒が行うものをいう。

・「政治的活動」

特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

・「投票運動」

特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得、又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為をすることをいう。

2 生徒の政治的活動等の具体の場面

① 学校の教育活動における扱い

教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高校等は、これを禁止することが必要である。

② 放課後や休日等の学校の構内での扱い

放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高校等は、これを制限又は禁止することが必要である。

③ 放課後や休日等の学校の構外での扱い

放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

3 インターネットを利用した政治的活動等

- ・ インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

4 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

- ・ 現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

【宮城県選挙管理委員会作成】「令和7年度 新しい有権者のための選挙講座」より抜粋

宮城県選挙管理委員会
Election Administration Commission

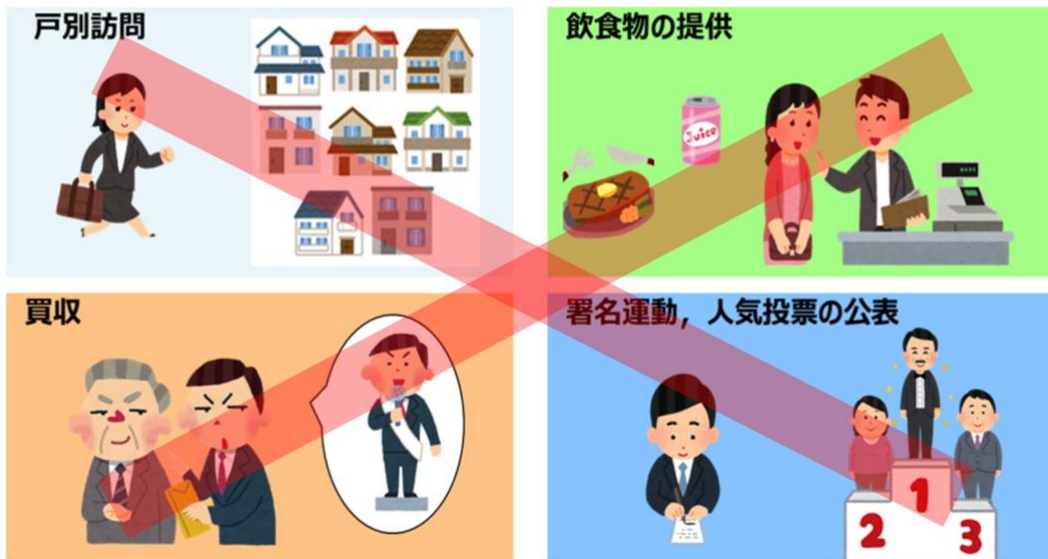


選挙運動とは

特定の選挙で特定の候補者の当選を目的として、**投票をしてもらうための活動**のことです。

ただし、**選挙が公正に行われるよう**
一定のルール が定められている

禁止されている選挙運動



ただし、18歳に
なってから

誰でもできる選挙運動



『私たちが拓く日本の未来』
(抜粋)

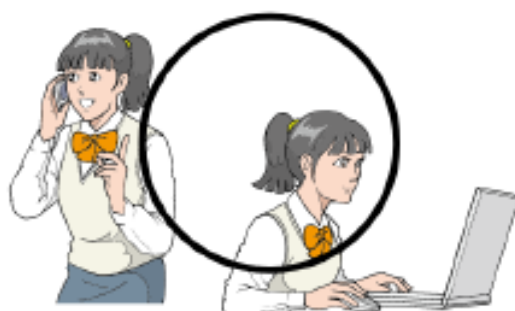


(参考) 私たちが拓く日本の未来



**満18歳未満は一切の選挙運動が
できません。**

もちろん、インターネットによる選挙運動もできません。



満18歳(有権者)になれば選挙運動が可能です。

友人・知人に直接投票や
応援を依頼する

電話により投票や応援を
依頼する

自分で選挙運動メッセージを
掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージを
SNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)

選挙運動の様子を動画サイト
などに投稿する



ただし、電子メールを利用した選挙運動は満18歳以上の
有権者も含め候補者や政党等以外の全ての人できません。

V 高校における実践的な教育活動

【ポイント】

- 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙は、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い
- 実際の選挙に伴い実施する模擬選挙では、公職選挙法等に十分配慮しながら取り組む
- 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行う
- 選挙管理委員会等の協力を得る
- 当該選挙の当選人確定後（選挙管理委員会に要確認）であれば、模擬選挙の結果を公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する
- 選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間（選挙運動期間という）においてのみ行うことができる
- 選挙運動については、満18歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満18歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されている
- 選挙運動期間中は、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある
- 生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては控える
- 教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできない

副教材では、実践的な教育活動として、

- ・ 模擬選挙（1）（架空の候補者を設定し実施するもの）
- ・ 模擬選挙（2）（実際の選挙に伴い実施するもの）
- ・ 模擬請願（地域の課題解決について調べ、請願書としてまとめるもの）
- ・ 模擬議会（議会における討論を経験するもの）

を紹介している。

その中で、特に注意する必要がある「模擬選挙（2）（実際の選挙に伴い実施するもの）」について、以下の内容を確認願う。

1 模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）のねらい

- ・ 実際の選挙を題材とした模擬選挙を行うことを通じて、選挙や政治をより身近なものに感じさせるとともに、将来の主體的な投票行動へとつなげていくことを目指す。
- ・ 実際の選挙において発信されるまさに現実の情報に生徒が触れ、自分の考えを深め、判断していくという活動が適切に行われるよう学校として取り組む必要がある。
- ・ 実際の選挙を取り扱うことから公職選挙法等に十分配慮しながら取り組むことが必要であり、円滑な実施のためには選挙管理委員会等の協力を得ることが望まれる。

2 模擬選挙（実際の選挙に伴い実施するもの）の実施に当たっての配慮事項

- ・ 事前に管理職から実施の承認を受けるとともに、学校として組織的に行うことが必要である。
- ・ 他の教員や生徒に協力を要請する一方、最寄りの選挙管理委員会や模擬選挙をサポートしてくれる団体と連携することで、投票箱、記載台、選挙公報、選挙啓発用ポスターなどを準備することが可能となる。
- ・ 保護者に対しては必要に応じて事前に実施についてのプリントを配布する。
- ・ 副教材では衆議院議員総選挙のうち、比例代表選挙を取り上げているが、参議院議員通常選挙や地方選挙でも実施できる。
- ・ 衆議院議員総選挙では、生徒が居住する地域の選挙区が学校所在地の属する選挙区と異なっている場合もあることに配慮した上で小選挙区選挙も併せて実施できるものと考えられる。
- ・ 地方公共団体の選挙などは、身近な課題が争点となることも多く、より自治意識が高まることも考えられる。
- ・ 政党だけではなく、候補者を取り上げて模擬選挙を行う場合には、候補者の個人的な要因により安易に判断するのではなく、本活動の目的に沿った政策を中心とした判断が行われるよう配慮することが求められる。

3 公職選挙法上の留意点等

- ・ 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙については、現実の具体的な政治的事象について、各党や候補者の主張を公約等の様々な情報から判断することによって、具体的・実践的な政治的教養を育むことができるなど有益な点が多い。
- ・ 選挙運動期間に合わせて模擬選挙を実施するということは、公職選挙法上、選挙運動を行うことができる期間に実施することとなるため、選挙運動について、公職選挙法上、様々な制限がある中、それらに抵触することがないように留意して実施する必要がある。
- ・ 公職選挙法上の留意点については、以下に示すが、特に選挙運動期間中に模擬選挙を実施する場合には、法律について深い見識を持つ選挙管理委員会等との連携を図ることが望まれる。

1 事前運動の禁止（公職選挙法第129条関係）

選挙運動は、公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日までの間（選挙運動期間という。）においてのみ行うことができ、それ以外の期間に選挙運動と認められるおそれのある行為をすると、事前運動として公職選挙法第129条に違反するおそれがあるので、十分留意する必要がある。

2 人気投票の公表の禁止（公職選挙法第138条の3関係）

公職選挙法第138条の3は、「何人も、選挙に関し、公職に就くべき者を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。」と規定している。

実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行うことは公職選挙法上の「人気投票」に当たることから、模擬選挙の結果を公表することはできない。

この規定は人気投票そのものを禁止したものではなく、当該選挙の当選人確定後（当選人確定は選挙管理委員会に要確認）であれば公表しても差し支えないと解されており、授業において模擬選挙の結果を扱う場合には、この点に留意する必要がある。

③ 文書図画の頒布・掲示の制限（公職選挙法第142条、公職選挙法第142条の2、公職選挙法第143条、公職選挙法第146条関係）

選挙運動期間中に、ビラやパンフレット、ポスターなどの選挙運動のために使用する文書図画を頒布・掲示することは公職選挙法上、制限されており、公職選挙法が認めた文書図画しか頒布・掲示することはできず、また、その枚数、頒布や掲示できる場所など様々な制限規定がある。そのため、下記のような点に配慮する必要がある。

- ・ 各党の政策をまとめた冊子状の公約集は、選挙運動期間中は、一定の場所でしか頒布することができず、高校の教育活動において学校が配布することは公職選挙法第142条の2に違反するおそれがある。そのため、公約集を学習活動で活用する際には、生徒が自ら街頭演説等の場で入手したり、ホームページ上からダウンロードして入手したりする必要がある。
- ・ また、新聞社等が作成する各党の政策が記載された選挙関連のサイト（いわゆる「まとめサイト」）は、一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられる。そのため、教員が生徒に対し、そのようなまとめサイトを印刷し、配布することは直ちに規制されるものではないことから、このような取扱いをすることも考えられる。
- ・ なお、報道機関ではなく、教員が各政党の主要な部分における主張をまとめるような場合、各政党の主張を平等にまとめない限り、選挙運動のために使用する文書図画と認められるおそれがある。また、平等にまとめ、選挙運動用文書図画と認められない場合であってもそれをプロジェクター等で投影し、生徒に見せる場合には、各政党の主張を平等に扱わない限り公職選挙法第146条に違反するおそれがある。
- ・ さらに、投影や印刷において特定の政党部分のみを目立たせるようにしたり、特定の政党を強調しているサイトを利用したりすることは選挙運動のために使用する文書図画に当たる場合も考えられることから、そのような行為は避ける必要がある。

上述の留意点は、選挙運動期間中におけるものであるが、選挙運動期間外に過去の国政選挙の資料や現にホームページ上に掲載されている資料を活用して模擬選挙を行うことは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。また、選挙運動期間外に教員が各政党の主要な部分における主張をまとめ、プロジェクター等で投影し、生徒に見せたり、生徒に配布したりすることも、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。なお、この場合でも教員が教育目的で作成・配布する教材については、教育基本法第14条第2項を踏まえ、政治的中立が確保されるようにすべきことは他でも言及しているとおりである。

このように、模擬選挙を行う時期を敢えて選挙運動期間から外し、前後にずらすなど実施時期を工夫することで、実践に取り組みやすくなることもある。ただし、選挙運動期間外であっても、例えば衆議院が解散され、総選挙が公示されるまでの選挙が近い時期に行われるなど、態様によっては事前運動となり、公職選挙法に違反するおそれがあることに留意する必要がある。

④ 投票の秘密保持（憲法第15条第4項及び公職選挙法第52条関係）

生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねたり、自分の支持する候補者や自分の支持政党を明確にしなければ議論できないような課題設定を行ったりすることについては、たとえ教育的なねらいがあったとしても、満18歳以上の生徒にそのような指導を行うことは憲法第15条第4項（投票の秘密）及び公職選挙法第52条（投票の秘密保持）の趣旨により控える必要がある。

また、公立学校の場合、公務員が有権者に対し、その投票しようとする若しくは投票した候補者の氏名や政党名等の表示を求めた場合は、公職選挙法第226条第2項（被選挙人の氏名等表示要求罪）が成立することとなる。

⑤ 満18歳未満の者の選挙運動の禁止（公職選挙法第137条の2関係）

満18歳以上の者は、公職選挙法上選挙運動となる行為を行うことは可能である。一方で、満18歳未満の者が選挙運動を行うことは、公職選挙法上、禁止されている。

このため、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中における選挙運動について、主体と客体の観点から整理するとおおむね次のとおりである。

① 満18歳未満→満18歳以上の場合

特に、第3学年等において満18歳未満の者と満18歳以上の者が混在する学級や集団において、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合には、満18歳未満の者が選挙運動を行うことができないことに鑑み、満18歳未満の者から満18歳以上の者に対する選挙運動が行われないように指導すべきである。

具体的には、例えば、授業において政策について議論させる過程で、満18歳未満の者が満18歳以上の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、選挙運動と認められるおそれがあり、公職選挙法第137条の2第1項に違反するおそれがあるので、この点は特に留意する必要がある。

なお、ある行為が選挙運動と認められるかどうかは、その行為の方法や時期など様々な状況を考慮して、実質に即して判断されることになるので留意する必要がある。

② 満18歳未満→満18歳未満の場合

次に、満18歳未満の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低いが、満18歳未満の者から満18歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけた場合や、その者を通じて間接的に有権者である他の者へ働きかけた場合などは、選挙運動と認められるおそれがあり、態様により、公職選挙法第137条の2第1項や第2項に違反するおそれがあり、この点は特に留意する必要がある。

③ 満18歳以上→満18歳以上の場合

また、選挙運動期間中に模擬選挙等に関わる指導を行う場合でも、満18歳以上の者同士の間での取扱いについては、選挙運動を行うことが可能であることから、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりすることは、公職選挙法上、直ちに規制されるものではない。

④ 満18歳以上→満18歳未満の場合

満18歳以上の者から満18歳未満の者に対して、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合は、一般的には、選挙運動と認められるおそれは低い。満18歳以上の者から満18歳未満の者に対して、特定の選挙時に有権者となることを知ってその者に働きかけることも直ちに規制されるものではない。ただし、満18歳以上の者が満18歳未満の者を使用して選挙運動をした場合は、公職選挙法第137条の2第2項に違反するおそれがある。

このように選挙運動については、満 18 歳以上の者が公職選挙法上適切に行えば問題はないが、満 18 歳未満の者が同様の行為を行うことは、公職選挙法上、禁止されているということを前提に、特に満 18 歳以上と満 18 歳未満の者が混在する第 3 学年等においては指導を行う必要がある。

なお、ある行為が選挙運動であるかは最終的には司法で判断されることとなるが、選挙運動とは、判例・通説では「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であると解されている。

具体的にある行為が選挙運動であるかどうかの認定をするに当たっては、単にその行為の名目に着目するのみでなく、その行為の態様（その行為のなされる時期、場所、方法、対象等）を総合的に観察することによって、実質に即して判断されることとなる。

〔6〕 教育者の地位利用の選挙運動の禁止（公職選挙法第 137 条関係）

公職選挙法第 137 条において、「教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない」とされており、教員としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動を行うことはできないことについても併せて確認しておきたい。

なお、生徒から各党の政策や公約の言葉の意味や内容について質問を受けたような場合、それらについて単に言葉の意味や内容を説明することは公職選挙法上直ちに規制されるものではない。

Ⅵ 教職員の指導上の政治的中立の確保等に関する留意点

【ポイント】

- 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない
- 公務員がその地位を利用した選挙運動をすること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることは禁止されている

1 学校における政治的中立性の確保

○教育基本法（平成十八年法律第二十号）

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

2 教育公務員の政治的行為の制限

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）

（公立学校の教育公務員の政治的行為の制限）

第十八条 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、当分の間、地方公務員法第三十六条の規定にかかわらず、国家公務員の例による。

- 2 前項の規定は、政治的行為の制限に違反した者の処罰につき国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百十条第一項の例による趣旨を含むものと解してはならない。

○国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

（政治的行為の制限）

第一百零二条 職員は、政党又は政治的目的のために、寄附金その他の利益を求め、若しくは受領し、又は何らの方法を以てするを問わず、これらの行為に関与し、あるいは選挙権の行使を除く外、人事院規則で定める政治的行為をしてはならない。

2・3 （略）

【禁止される具体的な目的・行為】

- (1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、「国家公務員の例による」こととされており、国家公務員法第102条第1項に基づき、政党または政治目的のために、寄附金等を求めたり、受領したり、それらの行為に関与したりすることや、人事院規則14-7で定める政治的行為をしてはならないとされている。人事院規則14-7では、①政治的目的をもって、②政治的行為をすることが禁じられており、概略は以下のとおりとなっている。

①政治的目的

- ・ 国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、特定の候補者を支持し又はこれに反対すること
- ・ 特定の政党その他の政治的団体を支持し又はこれに反対すること
- ・ 特定の内閣を支持し又はこれに反対すること
- ・ 政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し又はこれに反対すること
- ・ 国の機関または公の機関において決定した政策の実施を妨害すること
- ・ 地方公共団体の条例の制定または改廃を成立させ又は成立させないこと

②政治的行為

- ・ 政治的目的のために職名、職権またはその他の公私の影響力を利用すること
- ・ 政治的目的のために寄附金その他の利益を提供し、又は提供せず、その他政治的目的を持つ何らかの行為をなし、又はなさないことに対する代償又は報復として、任用、職務、給与その他職員 の地位に関して何らかの利益を得もしくは得ようと企て又は得させようとする ことあるいは不利益を与え、与えようと企て又は与えようとおびやかすこと
- ・ 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求めもしくは受領し又は何らかの方法をもってするを問わずこれらの行為に関与すること
- ・ 政治的目的をもって、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を国家公務員に与えまたは支払うこと
- ・ 政党その他の政治的団体の結成を企画し、結成に参加しもしくはこれらの行為を援助し又はそれらの団体の役員、政治的顧問その他これらと同様な役割を持つ構成員となること
- ・ 特定の政党その他の政治的団体の構成員となるように又はならないように勧誘運動をすること
- ・ 政党その他の政治的団体の機関紙たる新聞その他の刊行物を発行し、編集し、配布し又はこれらの行為を援助すること
- ・ 政治的目的をもって、国政選挙や知事・市長選挙、地方議会選挙等の公職選挙において、投票するように又はしないように勧誘運動をすること
- ・ 政治的目的のために署名運動を企画し、主宰し又は指導しその他これに積極的に参与すること
- ・ 政治的目的をもって、デモ行進等を企画し、組織しもしくは指導し又はこれらの行為を援助すること
- ・ 集会その他多数の人に接し得る場所で又は拡声器、ラジオその他の手段を利用して、公に政治的目的を有する意見を述べること
- ・ 政治的目的を有する文書又は図画を国等の庁舎、施設等に掲示し又は掲示させること
- ・ 政治的目的を有する署名又は無署名の文書、図画、音盤又は形象を発行し、回覧に供し、掲示しもしくは配布し又は多数の人に対して朗読しもしくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し又は編集すること
- ・ 政治的目的を有する演劇を演出しもしくは主宰し、又はこれらの行為を援助すること
- ・ 政治的目的をもって、政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを製作し又は配布すること
- ・ 政治的目的をもって、勤務時間中において、政治上の主義主張または政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものを着用し又は表示すること

- ・ 何らの名義または形式をもってするを問わず、以上の禁止又は制限を免れる行為をすること
なお、以上については、「人事院規則 14-7（政治的行為）の運用方針について（昭和 24 年 10 月 21 日法審発 2078）（人事院事務総長発）」においてさらに詳細な解釈が示されているので、そちらも適宜参照していただきたい。

(2) また、以上の他に、公職選挙法においても、公務員がその地位を利用した選挙運動をすること、教員等が学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用した選挙運動をすることが禁止されている。

（参考）教育公務員の違反行為の具体例 ※「法」とは「公職選挙法」を、「規則」とは「人事院規則 14-7」を指す。

教育公務員の選挙運動等に関する公職選挙法、人事院規則等による違反行為の例	関係法令
1 候補者の推薦等 (1) 特定の候補者の当選を図るため、PTA等の会合の席で、その候補者の推薦を決定させること。 (2) 教員等の地位を利用して、投票の周旋勧誘（いわゆる票の割り当て等）を行うとか、あるいは、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与したりすること。 (3) 特定の候補者を支持するため、教員等の地位を利用して、その候補者の後援団体を結成したり、その団体の構成員となることを勧誘すること。	法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号、11 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、5 号、6 号
2 投票の依頼又は勧誘 (1) PTA等の会合の席上で特定の候補者へ投票するよう依頼すること。 (2) 学校における児童生徒及び保護者に対する面接指導の際、自分の支持する政党や候補者の名を挙げること。 (3) 家庭訪問の際に、特定の政党や候補者に投票するよう勧誘すること。 (4) 選挙運動員として、候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかけること。 (5) 教員等としての地位を利用して電話で投票を依頼すること。	法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号、11 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号 規則 6 項 8 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号、8 号
3 署名運動 (1) 特定の政党や候補者の名を挙げて、賛成又は反対の署名運動をすること。 (2) (1) の署名運動に協力するよう勧誘すること。	法 138 条の 2、規則 6 項 9 号 規則 6 項 9 号
4 デモ行進 (1) 特定の政党又は候補者などを支持し又は反対するためのデモ行進のような示威運動を企て、指導し、又は援助すること。 (2) 選挙運動のために、自動車を連ねたり、隊伍を組んで歩くなど氣勢をはること。	規則 6 項 10 号 法 140 条
5 新聞、雑誌、ビラ等 (1) 特定の政党や候補者などを支持し又は反対するために書かれた新聞、雑誌、ビラ等に関して、①発行すること、②回覧に供すること、③掲示し又は配布すること、④多数の人に朗読	法 142 条、143 条、146 条、148 条、規則 6 項 13 号

して聞かせること、⑤①～④いずれかの用に供するために著作し又は編集すること。 (2) 特定の政党の機関紙や刊行物の発行、編集、配布又はこれらの行為の援助を行うこと。	規則 6 項 7 号
6 広告、ポスター、あいさつ状等 (1) 選挙用ポスターを貼ってまわること。 (2) 受持ちの児童生徒に選挙用ポスターを貼らせること。 (3) 特定の政党や候補者を推薦する保護者あての文書を児童生徒に持ち帰らせること。 (4) 選挙運動期間中、政党、候補者あるいはその家族、選挙運動員などの名を記載した年賀状、暑中見舞状などのあいさつ状を配ったり、掲示したりすること。 (5) 「〇〇候補者の当選を期す」というようなポスターなどを職員室の壁に貼ること。 (6) 選挙期間中、文書などについての配布又は掲示の禁止の規制を免れる行為として、いかなる名義をもってするを問わず、政党や候補者の名を記載した文書（推薦お礼のポスターなど）を配ったり、掲示したりすること。 (7) 選挙運動用のポスターや葉書に推薦人として肩書を付して名前を連ねること。	規則 6 項 13 号 法 136 条の 2、137 条、137 条の 2、規則 6 項 1 号 法 136 条の 2、137 条、142 条、規則 6 項 1 号、13 号 法 142 条、143 条、146 条、規則 6 項 13 号 法 143 条、145 条、規則 6 項 13 号 法 146 条、規則 6 項 13 号 法 136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号
7 演説等 (1) 選挙運動のため、個人演説会又は街頭で演説すること。 (2) 不特定多数の人に対し、特定の政党や候補者を支持し又は反対する意見を述べること。 (3) 選挙運動のための個人演説会などで、ピケを張ったり、必要以上にやじったりして妨害すること（集団で行えば更に重い罰則がある。）。	規則 6 項 8 号、11 号 規則 6 項 11 号 法 225 条、230 条
8 資金カンパ 特定の政党、候補者などを支持し若しくは反対するために資金カンパを求め、又はそのような資金カンパの計画立案に参加し、又はその集金を援助すること。	規則 6 項 3 号
9 その他 (1) 選挙運動のために放送設備（例えば校内放送設備）を使用すること。 (2) 受持ちの児童生徒の保護者が候補者、選挙運動員又は有権者であるとき、担当教員である地位を利用して、これらの者を威迫すること。 (3) 勤務時間中において、いわゆる紹介者カードの記入・作成等の職務と関係ない行為を行うこと。 (4) 勤務時間の内外を問わず、選挙運動等のために、公の設備である学校の電話、FAX、パソコン、コピー機等を用いること。	法 151 条の 5、規則 6 項 11 号 法 225 条、136 条の 2、137 条、規則 6 項 1 号 地方公務員法第 35 条（職務専念義務） 地方公務員法第 33 条（信用失墜行為）

3 特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止

○義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

4 教育者の地位利用の選挙運動の禁止

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第一百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

5 公務員の地位利用による選挙運動の禁止

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三十六条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

二 （略）

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

- 三 その地位を利用して、第百九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

Ⅶ 情報リテラシーの育成に係る実践

【ポイント】

- メディア・リテラシーなど、主権者として良識ある公正な判断力等を身に付けることが民主政治にとって必要である
- 「公共」では、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導する
- 「情報Ⅰ」では、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解し、情報と情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の構築について考察する
- 豊富な資料や多様なメディアを活用して情報を収集・解釈する力や、情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断する力などのメディア・リテラシーの育成を学校のみならず家庭においても図ることが重要である
- メディア・リテラシーについて学校の取組差が大きい
- 情報モラルやメディア・リテラシーの向上を含む情報活用能力の抜本的向上の方策を整理、社会参画に関わる教育内容の改善の一環として捉えつつ、今後関連する教科等で検討する

1 主権者教育につながる情報リテラシー育成の趣旨

令和7年度、参議院議員通常選挙や宮城県知事選挙、衆議院議員総選挙等において、SNSでデマや誹謗中傷が飛び交う状況が問題視され、SNS上の誹謗中傷防止や偽・誤情報対策の必要性が叫ばれる中、高校生の頃から政治について判断できる力を育むため、主権者教育に関連して、高校における情報リテラシー育成の取組がより一層必要である。

県教育委員会では、我が県独自の本ガイドラインを作成する中で、情報リテラシー育成の実践的な事例を集め、紹介することで、各学校における情報リテラシーの育成を推進していきたい。

2 想定される情報リテラシー育成の場面

① 情報リテラシーとは（文部科学省定義）

情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、発信といった一連のプロセスが含まれる。

② 想定される学習活動（例）

○総合的な探究の時間

文献検索、クロスチェック、メディアの特徴理解など、有益な情報の的確な入手方法を学ぶ

○公共

新聞などのメディアが世論形成に与える影響を学ぶ

○情報Ⅰ

フェイクニュースが正しい情報と誤認されて拡散してしまう要因を考察する

3 現行学習指導要領の情報リテラシーに係る記載

①公共

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 公民編

第2章 公民科の各科目

第1節 公共

2 内容とその取扱い

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

（2）主として政治に関わる事項

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

（イ）政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

（エ）現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（ア）アの（ア）から（ウ）までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

（内容の取扱い）

（キ）アの（エ）については、（ア）から（ウ）までのそれぞれの事項と関連させて取り扱い、情報に関する責任や、利便性及び安全性を多面的・多角的に考察していくことを通して、情報モラルを含む情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力を身に付けることができるよう指導すること。その際、防災情報の受信、発信などにも触れること。

【解説】

政治参加と公正な世論の形成、地方自治については、以下のように捉えることができる。国民主権が民主政治の根幹であり、日本国憲法の基本的原則であること、我が国が国会を中心とする民主政治の仕組みをとっていること、また、天皇が日本国及び日本国民統合の象徴であること、日本国憲法の規定に基づき、内閣の助言と承認により国事に関する行為を行っていることの理解の基に、民主政治は多数決に基づいて行われることが基本であるが、その際には少数者の権利や意見の尊重が必要であること、国民の多様な意見を国政や地方の政治に十分に反映させるために、表現の自由の保障が重要であること、世論の形成に当たっては、政党の役割、圧力団体や住民運動の影響、マス・コミュニケーションやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の働きが大きいことを理解できるようにする。また、地方自治の本旨である団体自治、住民自治の考え方について理解を深めるとともに、地方公共団体の首長と議会の議員は、住民の代表としてそれぞれ独立に選挙されること、直接請求権など直接民主制の考え方に基づく仕組みが国政よりもより多く取り入れられていることを理解できるようにする。

その際、民主政治の下では、主権者である国民が、選挙や憲法改正手続における国民投票、地方自治における直接請求権などを通じて政治に参加するなど、政治の在り方について最終的に責任をもつことになること、それゆえ、メディア・リテラシーなど、主権者として良識ある公正な判断力等を身に付けることが民主政治にとって必要であることを理解できるようにすることや、身近な生活に関わる事例を用いることにより、地方自治に対する関心を高めることが大切である。

なお、『政治参加と公正な世論の形成、地方自治』については関連させて取り扱い、地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の涵養に向けて、民主政治の推進における選挙の意義について指導すること」（内容の取扱い）が必要である。

その際、選挙権年齢が満18歳以上であることの趣旨を踏まえて、間接民主政治における参政権の行使である選挙の意義や、政治的無関心の増大がもつ危険性などについて考察し、理解できるようにすることが必要である。

政治参加と公正な世論の形成、地方自治…に関わる具体的な主題については、例えば、議会制民主主義を通して私たちの意思を反映させるにはどうしたらいいか、なぜ議会を通して意思決定を行う必要があるのか、情報化やグローバル化が進む中で公正な世論はどのように形成され得るか、なぜ人々は不正確な情報を信じたり発信したりしてしまうのか、なぜ政治に参加するのか、といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。

その際、例えば、実際の選挙をイメージして何を基準に投票するとよいか、協働して考察し、選挙管理委員会などの専門機関の助言を得ながら、模擬選挙を実施することなどが考えられる。模擬選挙では、選挙に関わる情報などを収集し、読み取り、政策を比較した表を作成したり、大項目の「A 公共の扉」で身に付けた考え方などを活用し、自分の意見に近い具体的な政策を選択したりすることにより、投票する際の判断の手掛かりを身に付ける。また、模擬選挙を振り返り、他者と協働して立案・提案することの大切さについて理解するとともに、有権者になること、平和で民主的な国家及び社会の形成者となることについての自覚や、政治に参加することの重要性についての理解を深めたりすることに向かうことが期待される。

また、例えば、自らが居住している地域社会の課題に関して必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取って考察、構想し、模擬議会などを実施することも考えられる。その際、政策や制度として何が必要で、財源はどうするのか、費用対効果はどうか、それを実現させるにはどのような法が考えられるかなどを話し合い、さらに、関連する世論調査の結果の分析などを行い、表現できるようにすることなどが考えられる。

②情報Ⅰ

○高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 情報編

2 内容とその取扱い

（1）情報社会の問題解決

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

（ア）情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を発見・解決する方法を身に付けること。

（イ）情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解すること。

（ウ）情報技術が人や社会に果たす役割と及ぼす影響について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（ア）目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を発見・解決する方法について考えること。

（イ）情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的に捉え、考察すること。

（ウ）情報と情報技術の適切かつ効果的な活用と望ましい情報社会の構築について考察すること。

【解説】

ア（ア）情報と情報技術を活用して問題を発見・解決するために、情報には「形がない」、「消えない」、「簡単に複製できる」、「容易に伝播する」などの特性や、表現、伝達、記録などに使われるメディアの特性を理解するようにし、問題解決の一連の流れ及び各場面で必要な知識及び技能を身に付けるようにする。

ア（イ）法を遵守すること、情報モラルを養うこと、情報セキュリティを確保することの重要性、大量かつ多様な情報の発信・公開・利用に対応した法規や制度の必要性が増していることを理解するようにする。

イ（ウ）SNSなどの特性や利用状況を調べることによって、時間や場所を越えてコミュニケーションが可能になったこと、誹謗・中傷などの悪質な書き込みが問題になっていること（中略）などを扱うことが考えられる。

2 内容とその取扱い

（2）コミュニケーションと情報デザイン

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

（ア）メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択すること。

【解説】

イ（ア）よりよくコミュニケーションを行うために、複数のメディアと複数のコミュニケーション手段の組合せについて考える力、コミュニケーションの目的や受け手の状況に応じて適切で効果的な組合せを選択する力、自らの取組を振り返り評価し改善する力を養う。

実際にメディアの扱いやコミュニケーション手段を体験し、それぞれのメリットやデメリットについて扱うことが考えられる。更に、選択したメディアやコミュニケーション手段の組合せを振り返り、評価し改善する学習活動などが考えられる。

4 「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」より

○「今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）」

Ⅱ 主権者教育をめぐる課題と今後の推進方策

3 主権者教育の充実に向けたメディア・リテラシーの育成

- ・ 主権者教育を充実し、政治的事象など現実社会の諸課題について子供たちが多面的・多角的に考察を深めるためには、各種の統計、白書、新聞やインターネットの情報などの豊富な資料や多様なメディアを活用して情報を収集・解釈する力や、情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断する力などのメディア・リテラシーの育成を学校のみならず家庭においても図ることが重要である。
- ・ 主権者として現実社会の諸課題について、多面的・多角的に考察を深めるには、収集した情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見を持つこと、自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持つことが重要である。

（効果的な指導方法等の開発）

- ・ ①多様なメディアの特性に応じて、適切かつ効果的に必要な情報を収集したり、②収集した情報の妥当性や信頼性を踏まえて公正に判断し自分なりの意見を持つこと、自分たちが社会を作っていくという当事者意識を持てるようにしたりするための指導方法の開発（例えば、SNSなどインターネットを介してはじめに収集した情報を基に、新聞やテレビ等により情報を掘り下げて収集し、その妥当性や信頼性を踏まえて自分の意見をまとめる活動 等）。

5 教育課程企画特別部会「論点整理」（令和7年9月25日）より

情報活用能力の抜本的向上に係る主な課題

補足イメージ4-①

- 小中高を通じた育成体系が不明確であることや、他国と比べ指導内容が不十分であること等の課題を踏まれば、情報活用能力の抜本的向上に向けた内容面の充実の方向性については、**（１）どのように情報技術の活用の実態を高めていくか（主に①活用）、（２）内容として不足している部分をどう充実するか（主に②適切な取扱い、③特性の理解）**という観点で総合的に整理することが重要

情報技術の

※コンピュータ、情報通信ネットワーク、AI、メディア等

①活用

情報技術の基本的な操作及び情報技術を活用した情報の収集、整理・比較、発信・伝達等に関すること

<具体的な課題>

- 小学校において教科等に明確に位置付けがなく、地域や学校による差が大きい
- 探究の学習の過程において情報技術の活用が十分ではない

②適切な取扱い

情報技術を扱う際の留意事項に関すること（情報モラル、権利と責任等）

<具体的な課題>

- メディアリテラシーについて学校の取組差が大きい（発信源の確認、複数媒体の比較、ファクトチェック等）
- 急激なスピードで広がる負の側面への対応が不十分（フィルターバブル、エコーチェンバー、デジタルとアナログの適切な使い分け、長時間利用の影響の理解を含むデジタルとの適切な距離の置き方に関する自己調整）

③特性の理解

情報技術の特性の科学的な理解に関すること（コンピュータの仕組み、データ活用等）

<具体的な課題>

- 小学校では扱われていない
- 中学校では技術分野の一部での取扱いにとどまる（産業や職業との関連が弱い）
- 学校種通じ、生成AI等の先端技術に関わる内容が明確に位置付けられていない

※指導体制の整備と併せて、技術の進展に伴い、教育内容が妥当性を失うことを防ぎ、教師の負担を可能な限り減らす仕組みを構築する必要

51

＜具体的な課題＞

- ・ メディア・リテラシーについて学校の取組差が大きい（発信源の確認、複数媒体の比較、ファクトチェック等）
- ・ 急激なスピードで広がる負の側面への対応が不十分（フィルターバブル、エコーチェンバー、デジタルとアナログの適切な使い分け、長時間利用の影響の理解を含むデジタルとの適切な距離の置き方に関する自己調整）



具体的な方向性と論点

1. 子供の社会参画に関わる教育内容の充実

＜全ての教科を通じた改善＞

- ① 社会科・公民科を中心としつつ、関連する教科等のWGで、子供の社会参画や意見表明を推進する観点から、見直すべき点がないか検討すべき
※模擬議会・模擬選挙など、地域社会と連携した実践的な学習活動の推進方策については、総務省と協議
- ② 全ての教科等を通じて、自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む「協働的な学び」を一層重視すべき
※ フィルターバブル・エコーチェンバーの影響が強く指摘される中、第四章（１）では情報モラルやメディアリテラシーの向上を含む情報活用能力の抜本的向上の方策を整理しているが、これらも社会参画に関わる教育内容の改善の一環として捉えつつ、今後関連する教科等のWGで検討を深める

＜特別活動における改善＞

※ 特別活動：「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせ、よりよい集団や学校生活を目指す様々な活動に実践的に取り組む領域

- ① 身近な社会である学級・学校で、多様な個性や特性、背景を持つ他者との対話や協働により、児童生徒が主体となってルールの形成や学校生活の改善、学校行事など様々な活動に参画することにより、「生成AI時代の主権者」として、確かな民主主義の担い手を育み、共生社会を実現する基盤を提供する領域として、特別活動の位置付けを明確化すべき
- ② 児童会・生徒会活動について、教師の適切な指導のもと、校則など学校のルールの設定をはじめとする学校運営に発達段階に応じて子供が関わる仕組みであることを、教育的活動という性質に十分配慮しつつ、明示的に示していくべき（補足イメージ 取組例②③）
- ③ 学校行事について、各行事の特質や教師の過度な負担を生じさせない観点を踏まえつつ、子供たちが創造する活動である旨をより明確にすべき（取組例①④）
- ④ 学級活動について、学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた納得解を形成することの重要性をより明確に位置付けてはどうか。このことが社会的障壁の低減や教育課程全体の包摂性の向上に資することが期待される（取組例③）
- ⑤ 以上の改善の実効性を上げるためにも、子供が主体的・実践的に取り組む活動という特別活動の特質を踏まえ、内容の精選を進めるとともに、学習評価の質を向上させるための合理化を検討すべき

2. 取組を促進する方策の充実

＜教師の負担への配慮等＞

- ① 児童生徒の意見を活かした学校運営やルールの形成等の取組を円滑かつ豊かなものにできるよう、クラウドツールの活用方法を含め、意見表明を過度な負担なく学校の様々な活動や運営に繋げる好事例等について、整理・提供すべき
- ② 児童生徒の参画や意見を活かした学校運営、授業づくりに関する指導上の工夫等について、学校管理職や教師等に対する研修を充実させていくべき

＜子供の意見を反映させる受け皿の整備＞

- ① 子供が学校生活での気づきや悩みをクラウドで寄せることができる仕組みなど、学校運営の包摂性を高める取組の一環として、教師の過度な負担なく児童生徒の声を聞く取組を促すことを検討すべき
- ② 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）において、子供の社会参画を促す方策を検討すべき（取組例⑤）
 - 子供の社会参画や意見表明の推進を議題とする
 - 子供自身が学校運営協議会に参画する
- ③ 学校評価において、学校運営の評価・改善プロセスに子供が関わることについて、子供の社会参画に関わる教育内容と関連づけることを促すことを検討すべき（取組例⑥）
- ④ 教育振興基本計画や教育大綱の策定をはじめとする地方公共団体での議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えて子供の社会参画を促すことを検討すべき（取組例⑦）

102

＜全ての教科を通じた改善＞

- ① 社会科・公民科を中心としつつ、関連する教科等のWGで、子供の社会参画や意見表明を推進する観点から、見直すべき点がないか検討すべき
※模擬議会・模擬選挙など、地域社会と連携した実践的な学習活動の推進方策については、総務省と協議
- ② 全ての教科等を通じて、自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む「協働的な学び」を一層重視すべき
※フィルターバブル・エコーチェンバーの影響が強く指摘される中、第四章（１）では情報モラルやメディア・リテラシーの向上を含む情報活用能力の抜本的向上の方策を整理しているが、これらも社会参画に関わる教育内容の改善の一環として捉えつつ、今後関連する教科等のWGで検討を深める

6 副教材「私たちが拓く日本の未来」より

「特にSNSなどのインターネット上には、誤った情報も含めて様々な情報があふれており、情報の見極めが重要」と記載されており、主権者教育における情報リテラシーの重要性が分かる。

候補者や政党の情報はこう集める！

信頼できる候補者を選ぶための情報収集、実はこんなにあるんです。

インターネット

候補者や政党等のホームページやブログのほか、SNS（X（旧ツイッター）やフェイスブック等）などにより、政策の考え方などを知ることができます。なお、特にSNSなどのインターネット上には、誤った情報も含めて様々な情報があふれており、情報の見極めが重要です。



政党等の公約集

当選したら、どんなことをいつまでに実現させるかを、政党等有権者に向けて発表する選挙公約。パンフレットなどで街頭演説の場所などにおいて無料配布されます。

選挙公報

投票日の2日前までに、世帯ごとに届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の氏名、意見や考えなどが掲載されています。インターネットでも同じものが公開されています。

街頭演説

駅前や商店街などの公共の場で、候補者や政党等有権者に直接政策を訴えるもの。



政見放送

候補者や政党等が、テレビやラジオを通じて意見や考えを訴えます。対談形式を用いるなど、有権者に分かりやすく伝える工夫もなされています。



演説会

候補者が開催するものと、政党等が開催するものがあります。



公開討論会

立候補予定者が一堂に集まり、自分の政策や公約などの考え方を有権者に説明したり、立候補予定者同士がお互いに議論したりする場です（選挙運動期間外に限られます）。

新聞・テレビ

選挙の前には、新聞やテレビで、各政党や候補者の政策や選挙での争点について、特集が組まれたり、解説されたりしています。

7 総務省「インターネットとの向き合い方 ニセ・誤情報にだまされないために第2版」

総務省HP「上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド」には、学校現場でも教材として使えるような分かりやすい資料が掲載されている。主権者教育に限らず、情報リテラシー育成のために、授業等で積極的に活用願う。



PART 01

ニセ・誤情報ってなに？

政治的なニセ・誤情報の具体例

根拠のない情報が選挙に影響を与える可能性がある



選挙が近づくと、特定の政治家に対して、

「外国と通じている」
「増税主義者だ」
「もうすぐ逮捕される」

といった根拠のない情報を流し、世間に誤った印象を植付けるといった事例が起きることがあります。

それらが、一人ひとりの判断に影響を与えてしまう可能性もあるのです。

「ニセ・誤情報」に気付かない人は 「フィルターバブル」に囲まれている可能性も…



ネットニュース、SNS、検索サービスなどには、**その人が欲しがりそうな情報**を分析し**同じような情報**を表示する「アルゴリズム」と呼ばれる機能があります。

「アルゴリズム」によって知らぬ間に
かたよった情報にばかり接する現象を
「**フィルターバブル**」と言います。

その結果、それらの情報が
世の中の標準だと誤解する恐れがあります。

ここまでのまとめ

私たちがだまされてしまう理由

- 理由1 人は**信じたいもの**を信じてしまう
- 理由2 ニセ・誤情報には**信じたくなる要素**がたくさんある
- 理由3 ニセ・誤情報には**人に教えたくなる要素**がある
- 理由4 ニセ・誤情報には**誰でも**だまされる
- 理由5 ニセ・誤情報は**すばやく拡散**してしまう
- 理由6 **アルゴリズム**や**生成AI**、**アテンション・エコノミー**
がニセ・誤情報を加速してしまう

私たちがニセ・誤情報にだまされてしまう理由を分かりやすく解説している。その上で、次ページのように、「だまされないためには？」として「基本」・「応用」を解説しており、情報リテラシー育成の具体的な取組をイメージできる。

基本

まずは以下をチェック！



- ☐ **情報源** はある？
- ☐ その分野の **専門家**？
- ☐ **他では** どう言われている？
- ☐ その画像は **本物**？

応用

さらに以下もチェック！



- ☐ 「**知り合いだから**」という理由だけで信じているのでは？
- ☐ **表やグラフ**も疑ってみた？
- ☐ その情報に **動機** はある？
- ☐ **ファクトチェック** 結果は？

8 情報リテラシーの育成に係る各教科の実践事例（次ページ以降）

＜実践事例提供者＞

○「公共」実践事例

片平 敏誌	教諭	仙台第三高校
花渕 成美	教諭	登米総合産業高校

○「情報Ⅰ」実践事例

塩 雄太	教諭	宮城野高校
尾形 大	教諭	石巻西高校

○「総合的な探究の時間」実践事例

地主 修	教諭	仙台二華高校
------	----	--------

○「論理国語」実践事例

伊藤 雄治	教諭	宮城野高校
-------	----	-------

○「特別活動」実践事例

八嶋 圭吾	教諭	白石工業高校
-------	----	--------

※「情報リテラシー」はすべての教科・科目の教育活動において育成していくものであり、自立した社会の形成者（主権者）の育成の土台となる重要な資質・能力である。

※掲載している実践事例については、本ガイドラインの趣旨に合わせた様式で作成しているため、今後、学習指導案等を作成する場合は、各教科・科目の様式により作成願う。なお、内容を一部省略している事例もある。

主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県仙台第三高等学校 全日制課程		
教 科	公民科	科 目	公共
単位数	3単位（普通科）	対象学年	2 学年
単元名	主として法に関わる事項	内容のまとめ	B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち (主として法に関わる事項)
単元の目標	自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるようにする。 - 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解する。 - 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける。(情報リテラシーの育成) - 主として法に関わる事項について、法、政治及び経済などの側面に関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現する。(情報リテラシーの育成) - 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。		
単元の 評価規準	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて理解している。 - 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けている。	幸福、正義、公正などに着目して、主として法に関わる事項について、法、政治及び経済などの側面に関連させ自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、<u>論拠をもって表現している。</u>	現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。
教材名等	「高等学校 改訂版 公共」(第一学習社)、消費者庁「社会への扉」など		

※公民科の実践事例では、特に情報リテラシーの育成に関わる活動等について、下線で示しています。

【参考資料】

- ・「高等学校学習指導要領(平成三十年告示)解説 公民編 https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(高等学校編) 公民 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyokka/r030820_hig_koumin.pdf
- ・「学習評価の事例集」(宮城県版) 高等学校第2編(各教科) 公民 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37207/5koumin.pdf>
- ・総務省「上手にネットと付き合おう!」https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/filterbubble_echochamber/
- ・総務省など アテンション・エコノミー <https://ictliteracy-game.soumu.go.jp/game/attention-economy>
- ・消費者庁 社会への扉 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/public_awareness/teaching_material/material_010/assets/teaching_material_240508_0001.pdf
- ・令和5年度消費者意識基本調査 https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/research_report/survey_002/assets/consumer_research_cms201_240614_15.pdf
- ・総務省 新型コロナウイルス感染症に関する情報流通調査 報告書 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000082.html
- ・国際グローバル・コミュニケーション・センター日本におけるフェイクニュースの実態と対処策 https://www.innovation-nippon.jp/reports/2019IN_report_full.pdf

【単元の導入の問い】

EC サイトや SNS はわたしたちの消費活動にどのような影響・変化をもたらしただろうか。

【単元を貫く問い】情報化が進展した現代社会において、望ましい消費者の態度とはどのようなものか。

【第一次の問い】購買行動をめぐる消費者・企業の行動原理にはどのようなものがあるか。

【第二次の問い】現代社会における情報の伝播・拡散・共有にはどのような特徴があるか。

【第三次の問い】情報への接し方を含めて、消費者として望ましい態度とはどのようなものか。

指導と評価の計画(8時間)

○「評価に用いる評価」 ●「学習改善につなげる評価」

次	ねらい・学習活動等 ◇学習活動の概要 問主発問 留指導上の留意点	評価の観点			評価規準等
		知	思	態	
単元の導入 1時間	◇EC サイトや SNS の登場前後で、わたしたちの消費行動がどのように変化したのかを考えることを通じて、<u>情報化が進展した現代に特有の課題があることに気づく</u>。【単元を貫く問い】を設定し、単元の学習に見通しを持つ。 問 EC サイトや SNS が登場する以前に、わたしたちはどのように購買行動を行っていたのだろうか。どのような情報を重視していたのだろうか。 留・高度経済成長期などの購買行動が伝わるような資料や商店街の画像などを必要に応じて援用し、現代の購買行動との違いに気づかせる。また契約の原則や消費者の権利といった消費行動の前提について言及する。			●	●【単元を貫く問い】の解決に向けて、問いに対する答えを予想したり、解決すべき疑問を挙げたりするなど、解決への見通しを立てている。(ワークシート、発言)
第一次 2時間	◇悪徳商法およびダークパターンといった事例の検討を通じて、企業による適切な戦略のあり方について考える。【第一次の問い】を設定する。 問 EC サイトなどにおける適切な UI (ユーザーインターフェース) とダークパターンを分けるのはどのような要素であるか。 留・それぞれについて具体的な事例を調べながら、考えを深める。悪徳商法とは異なり、明確に違法とは言いきれないが不便なデザイン・仕組みが、生活の中に存在していることを意識させる。 ◇消費者の行動原理や情報の非対称性といった概念をもとに、わたしたちに求められる消費行動や考え方を表現することで、【第一次の問い】を追究する。 問 消費や契約の前提となる情報の非対称性や、悪徳商法の種類等を踏まえて、企業と消費者それぞれにはどのような責任が求められるだろうか。 留・消費行動において、企業と消費者の双方の視点から気を付けるべき事項を想像できるよう、異なる意見を有する生徒と意見交換したり相談しあったりする機会を設ける。 ・情報の非対称性の他、デモンストレーション効果や依存効果といった概念も必要に応じて取り扱う。	●		●	●企業の購買戦略の具体例について、<u>必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取っている</u>。(観察、発表) ●消費者の行動原理等について、<u>具体的な資料に基づいて理解を深めている</u>。(ワークシート)

第二次 3時間	◇情報の共有拡散の功罪について、現代社会の実例をもとに考えることで、【第二次の問い】を設定する。 問 消費者の口コミは現代においてどのようにマーケティングに利用されているか。口コミやレビュー機能の悪用事例にはどのようなものがあるか。 留>・<u>ニュース記事や報告書などに基づいたまとめを促す。</u> ◇諸資料や調査結果を読み解きながら、不確かな情報を共有拡散する者の傾向や心理をつかむ。 問 消費者庁や総務省、その他メディア関係機関等の報告書から読み取れる消費行動の際に重視する情報、情報の拡散者の心理といった行動傾向の特徴はどのようなものか。 留>・グラフや図表を読解させるのみならず、複数の資料の中からの情報が追究している問いと関連しているかについても考察する。 ◇エコーチェンバー、アテンション・エコノミー等について学び、<u>なぜ誤情報が拡散されるのか、その背景を想像する。</u> 問 消費者庁のシミュレーションサイトを体験してどのように感じるか。動画投稿サイト・SNSの具体的な収益化のしくみや条件がどうなっているか。 留>・エコーチェンバーやアテンション・エコノミーについての疑似体験が可能なサイトなどを通じて、誤情報の拡散やそのしくみについて想像する。 ◇エコーチェンバーやアテンション・エコノミーといった消費社会の原理が、わたしたちの生活全般に及ぼす影響について発展的に考察する。 問 誤情報の拡散を促進するようなしくみが、消費行動以外の領域において、わたしたちにどのような影響をもたらすか。 留>・現実社会において、このような原理が影響したと思われる事例をまとめながら考えを広げられるようにする。	● ● ● ○		●現代における口コミ等の活用事例について、<u>必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取っている。</u>(ワークシート) ●諸資料から、<u>考察に必要な情報を適切かつ効果的に読み取り、まとめることができる。</u>(記述) ●幸福、正義、公正などに着目して、アテンション・エコノミーなどがもたらす影響について、多面的・多角的に考察し、<u>論拠をもって自身の考えを表現している</u>(記述)。 ○幸福、正義、公正などに着目して、現実社会への影響について、多面的・多角的に考察し、<u>論拠をもって自身の考えを表現している</u>(発表)。
第三次 1時間	◇前時までの学習をふまえ、わたしたちがとりうる法的対応や予防策等について整理し、【第三次の問い】を設定する。 問 悪徳商法やその他消費行動に関して、私たちを守る法制度・しくみにはどのようなものがあるか。 留>・法的な対応ができるものと、対応がしがたいものを把握することを通じて、<u>情報リテラシーの重要性に気づけるようにする。</u>	○		○諸資料から、<u>考察に必要な情報を適切かつ効果的に読み取り、まとめることができる。</u>(記述)

単 元 の ま と め 1 時 間	◇前次までの学習をふまえ、【単元を貫く問い】について自らの考えを論述しつつ、学習を振り返る。 問 普段の私たちの情報の接し方について、どのような態度で臨むことが望ましいか。 留〉・個人による論述課題を課し、【単元を貫く問い】に対し自らの考えをまとめる際は、第一次から第三次までの学習を振り返るよう助言する。			○ ○	○単元の導入時に立てた見通しを踏まえて、学習に対する自身の関わりを振り返り、学習の意義を見いだしている。(記述) ○よりよい社会の形成に参画することに向けて関心を持ち、問い続けていくべき現代の諸課題とその課題を問い続けていくことの意義を見いだしている。(ワークシート)
---	---	--	--	-------------------	--

主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県登米総合産業高等学校 全日制課程		
教 科	公民科	科 目	公共
単位数	2 単位	対象学年	1 学年
単元名	政治参加と民主政治の課題	内容の まとめ	B 自立した主体としてよりよい社会の 形成に参画する私たち (主として政治に関わる事項)
単元の目標	自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、民主政治や地方自治、政治参加と公正な世論の形成など、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるようにする。 - 民主政治や地方自治、政治参加と公正な世論の形成などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解する。 - 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける。<u>(情報リテラシーの育成)</u> - 政治参加と民主政治の課題について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、<u>論拠をもって表現する。</u>(情報リテラシーの育成) - 現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする。		
単元の 評価規準	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	- 民主政治や地方自治、政治参加と世論の形成などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解している。 - 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けている。	幸福、正義、公正などに着目して、政治参加と民主政治の課題について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、<u>論拠をもって表現している。</u>	現実社会の諸課題について、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。
教材名等	「改訂版 高等学校 公共 これからの社会について考える」(数研出版)、「私たちが拓く日本の未来」(文部科学省・総務省)		

※公民科の実践事例では、特に情報リテラシーの育成に関わる活動等について、下線で示しています。

【参考資料】

- ・「高等学校学習指導要領(平成三十年告示)解説 公民編 https://www.mext.go.jp/content/20211102-mxt_kyoiku02-100002620_04.pdf
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(高等学校編)公民 https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_koumin.pdf
- ・「学習評価の事例集」(宮城県版)高等学校第2編(各教科)公民 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37207/5koumin.pdf>

次	ねらい・学習活動等 ◇学習活動の概要 問主発問 留指導上の留意点	評価の観点			評価規準等
		知	思	態	
単元の導入 1時間	【導入のねらい】SNSやマスメディアが世論の形成に与える影響力の大きさについて検討し、適切な「メディアリテラシー(情報リテラシー)」を身に付けることの必要性について問いを設定させるとともに、その解決に向けた見通しをもたせる。 ◇過去のテロ対策法案を巡る「共謀罪」や「テロ等準備罪」という新聞各紙の呼び方や報道の違いを比較する活動を通して、<u>同じ事実であっても情報の伝え方によって受け手の印象が大きく異なることに気付く。</u> ◇<u>情報に流されない「メディアリテラシー(情報リテラシー)」の必要性について生徒各自が探究する問いを設定し、課題解決への見通しを持たせる。</u> 問 インターネット上の「いいね」が多い意見に従えば、私たちの社会は幸せになるのだろうか。 留・今話題になっているニュースを取り上げ、意見や世論を述べられるように下準備したり、その場で調べさせたりする時間を設ける。 ・ネット上の「いいね」の多さが必ずしも社会全体の正解(幸福や公正)とは限らない点に気付かせるために、賛成か反対かだけでなく、生徒が多面的・多角的な視点から議論できるニュースを取り上げるようにする。 問 メディアが発信する情報や「世論」には、どのような偏りや危険性が潜んでいるのだろうか。 留・新聞各紙の見出しを比較させるために、同日の新聞を複数社分用意し、電子データで学級全体に配布する。			●	●新聞各紙の見出しを比較しながら作成したワークシートの比較表をもとに、マスメディアの伝え方次第で、受け手の印象が異なること、メディアによって世論操作が行われていることに気づき、課題を見いだしている。(記述)
	【単元を貫く問い】情報があふれる現代社会で、私たちは「自立した主体」として、どのように政治やメディアと関わり、必要な情報を適切かつ主体的に利用すべきなのだろうか？		●		●【単元を貫く問い】の解決に向けて、考察した内容を踏まえながら、答えを予想したり、疑問を挙げたりするなど、解決への見通しを立てている。(記述、観察)

第一次 1時間	【第一次のねらい】日本の選挙制度が抱える課題について多面的・多角的に考察することを通して、選挙の役割と意義について理解させる。 ◇世代別人口や投票率の格差が、予算や公約の決定にどのような影響を与えるかを計算・分析する作業を通して、若者の投票率や選挙制度の課題について問いを設定し、課題解決への見通しを立てる。 ◇若者の投票率の低下や投票率の重みに気付き、グループで協働して一票の格差や死票といった選挙制度が抱える課題について考察し、<u>論拠をもって表現する。</u> 問 「〇〇党が圧勝！」といったニュースが流れたとき、その裏で「誰のどんな意見」が死票になっているのだろうか。 留)・架空の自治体データ等を用い、特定の政党を批判・支持する形にならないよう政治的中立性に留意する。 ・単なる計算作業で終わらず、得票率と議席数の相違(小選挙区制の性質)や棄権者の存在に気付かせる発問を行う。 ・若者の低投票率の要因について多面的・多角的に考察し、社会の構造的課題として捉えさせるとともに少数意見(死票)を反映するしくみの重要性に気付かせる。	○	●	○ワークシートについて、世代別人口と投票率の関係性を正しく読み取り、若者の政治的無関心や少子高齢化、一票の格差について理解している。(記述) ●【第一次の問い】について、表の読み取りから一票の格差や死票といった選挙制度の課題を多面的・多角的に考察し、論拠をもって表現している。(記述・発表)
第二次 1時間	【第二次のねらい】選挙活動について考察する活動を通して、必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、活用する技能を身に付ける。 ◇ワークシートより、魅力的な公約とそれを実現するために誰に負担を強いるかという財源論について考察し、問いを設定する。 問 ポスターに書かれた「魅力的な公約」にだまされず、本当に実現できる責任ある政策かどうかを見極めるには、どこに注目すればよいだろうか。 ◇メディアやポスターで強調されがちなメリットだけではなく、その裏にある負担(増税)について理解し、スローガンや一部の集団だけの利益誘導に対する課題を見だし、<u>社会全体の幸福や公正の視点から主体的に情報を収集し、読み取っている。</u> 留)・公約(メリット)と財源(コスト)の比較を通じ、「幸福」と「公正」のバランスを意識させるよう心掛ける。 ・スローガンを鵜呑みにしない情報リテラシー(ポピュリズムへの批判的視点)を養いつつ、単なる政治批判に終始させない発問を意識する。 ・批判で終わらず、「自分ならどう財源を捻出するか」という当事者としての代替案を考えさせるなど、責任ある主権者としての態度を育む。	●	○	●ワークシートより自らが選択した架空の公約実現に必要な財源を誰にどういった形で負担させるのか現実的に検討し、論拠をもって表現している。(記述・発言) ○【第二次の問い】の解決に向けて、主権者が投票する際に注意すべきポイントを幸福・正義・公正などに着目して考察している。(記述・発言)

第三次 2時間	【第三次のねらい】地方自治における課題について理解を深め、身近な地域の課題に対する多面的・多角的な考察を通して、必要な情報を適切かつ効果的に活用しながら地域社会に関わる態度を身に付ける。 ◇グラフから、地方公共団体の財源が国のお金(国庫支出金など)に依存している現状(三割自治)を読み解くとともに住民による直接請求権や首長・議会の関係について理解する。 ◇テレビで流れる「国の遠いニュース」と、自分たちの町の「予算や住民投票」という身近なニュースの報じられ方の違いを比べる活動を通して、<u>メディアの報道から必要な情報を適切かつ効率的に収集し、読み取りながら身近な地域課題の解決に向けて【第三次の問い】を設定する。</u> 問 国会を報じるニュースよりも、「住民の直接請求」や「町の予算」に注目することが、なぜ自分たちの生活を守る近道になるのだろうか。 留)・身近な予算や直接請求に注目させ、「幸福」と「公正」が生活に直結する場として地方自治を捉えさせ、【単元を貫く問い】に結びつける。 ・大量に流れる全国ニュースに埋もれがちな「地域課題」に着目させ、メディアの報道量に左右されずに主体的に情報を確かめるリテラシーを養う。 ・「三割自治」という財政の限界を提示しつつも、住民の監視や直接請求などの住民の社会参画(住民自治)が生活を守るために不可欠であることに気付かせる。		○	○三割自治のグラフ分析と、全国ニュースと地方情報の比較ワークをもとに、【単元を貫く問い】の解決に向けて、国政の動向だけでなく身近な地域課題(予算や住民投票)に注目することが自分の生活を守る直近の道である理由について、住民自治の仕組みと結びつけながら論拠をもって表現している。(記述、発言) ○ 全国ニュースの報道量に流されることなく、適切に情報を活用し、身近な地域社会の課題に関心をもち、主権者として地域社会に関わることの意義を見いだしている。(記述)
単元のまとめ 1時間	◇本単元を振り返り、ニュースの「内閣支持率」のグラフやネットの極端な意見をグループで検証する。<u>情報に流されないための「マニフェスト(自分との公約3か条)」を言葉にする活動を通して、これから18歳を迎える一人の主権者として、自分の意見を持って社会に関わろうとする覚悟を持たせる。</u> 問 情報があふれる現代社会で、私たちは「自立した主体」として、どのように政治やメディアと関わり、必要な情報を適切かつ主体的に利用すべきなのだろうか？ 留)・内閣支持率のグラフ等を検証する際、「サンプルの数や集計方法(しくみ)」と「視覚的な見せ方(メディア)」の双方に着目させ、データの裏にある意図を見抜く視点をもたせる。 ・極端な意見や偏ったデータに触れる中で、他者をただ批判・冷笑するのではなく、自分自身の思い込みや先入観に気付かせるような発問を心掛ける。 ・「マニフェスト」の作成において、単なるスローガンに終わらず、【単元を貫く問い】と関連付けた「主権者として明日から実行できる具体的な行動」へつながるよう指示する。		○	○本単元の学習活動を振り返り、【単元を貫く問い】のまとめとして、情報があふれる現代社会において「自立した主体」として「マニフェスト(自分との公約3か条)」を、これからの日常で実践できるような言葉で作成し、18歳の主権者として社会に主体的に関わろうとしている。(記述・発表・ワークシート)

24

4 - 1 - 0 世論の形成と政治参加

月 日()

☆ () について、
インターネット上の「いいね」が多い意見に従えば、私たちの社会は幸せになるのだろうか？

自分の意見：幸せに (なる ・ ならない)

理由

◇「共謀罪」って、どんな罪？

配布データは、組織犯罪処罰法案が国会で審議されることが決まった翌日の朝の新聞各社の一面です。それぞれの新聞のどこに「共謀罪」の文字があるのか探し、次の問いに答えよう。

問1 「共謀罪」が書かれていない新聞社はどこだろう？ ()

問2 問1の新聞社で、「共謀罪」の代わりに使われている言葉は何だろう？ ()

問3 なぜ問2のような言葉を使うのだろうか、予想してみよう。

()

問4 「共謀」と問2の言葉の印象を表に書き入れ、比較してみよう。

共 謀 (きょうぼう)	問2の言葉
言葉のイメージ：	言葉のイメージ：
法案に対するイメージ：	法案に対するイメージ：

問5 同じニュースでも新聞各紙の呼び方や報道の違いによって、受け手の印象が変わってしまうことがある。もしまだ事件の犯人と決まっていない人が犯人のように報道されてしまったら、SNSでどんな噂が広まるだろうか？その結果、どんな困ったことが起きるか予想してみよう。

自分の予想 ()

解答

24 4 - 1 - 0 世論の形成と政治参加

月 日()

★メディアが発信する情報や「世論」には、どのような偏りや危険性が潜んでいるのだろうか？
教科書を使って、表をまとめよう。

語 句	意 味
① 世論	()
② ()	政府がマスメディアを利用したり、マスメディア自体が特定の世論の形成を誘導したりすること
③ マスメディア	()
④ ()	マスメディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力のこと（例：批判的洞察力など）
【まとめ】 マスメディアの特性を理解して使いこなす複合的な能力（ ） が求められている。公共の問題について、多くの人が共通してもつ意見を（ ）と いい、政権運営を含め、現代社会において、きわめて重要な役割を果たすようになった。	

☆④の能力について、具体的にどのような力のことだろうか？自分の考えを述べよう。

()

この単元では、以下の課題について考えていきます。

【単元を貫く問い】情報があふれる現代社会で、私たちは「自立した主体」として、
どのように政治やメディアと関わり、必要な情報を適切かつ主体的に利用すべきなのだろうか？

【単元を貫く問いについて、クラスで出した予想】

主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県宮城野高等学校 全日制課程		
教 科	情報科	科 目	情報 I
単位数	2 単位	対象学年	1 年次
単元名	情報リテラシーに関わる事項	内容のまとめ	・情報社会の問題解決 ・コミュニケーションと情報デザイン
単元の目標	<情報社会の問題解決> 情報と情報技術を活用した問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるようにする。 (1) 情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解する。 (2) 情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的にとらえ、考察する。 (3) 情報モラルに配慮して情報社会に主体的に参画しようとする。		
	<コミュニケーションと情報デザイン> メディアとコミュニケーション手段及び情報デザインに着目し、目的や状況に応じて受け手に分かりやすく情報を伝える活動を通して、次の事項を身に付けることができるようにする。 (1) 効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を理解するとともに、表現する技能を身に付ける。 (2) メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択する。 (3) よりよいコミュニケーションを行うために自らの取組を振り返り評価し改善することを通して情報社会に主体的に参画しようとする。		
単元の 評価規準	<情報社会の問題解決>		
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	①情報に関する法規や制度、情報セキュリティの重要性、情報社会における個人の責任及び情報モラルについて理解している。	①情報に関する法規や制度及びマナーの意義、情報社会において個人の果たす役割や責任、情報モラルなどについて、それらの背景を科学的にとらえ、考察している。	①情報モラルに配慮して情報社会に主体的に参画しようとしている。
	<コミュニケーションと情報デザイン>		
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	①効果的なコミュニケーションを行うための情報デザインの考え方や方法を理解するとともに、表現する技能を身に付けている。	①メディアとコミュニケーション手段の関係を科学的に捉え、それらを目的や状況に応じて適切に選択することができる。	①よりよいコミュニケーションを行うために自らの取組を振り返り評価し改善することを通して情報社会に主体的に参画しようとしている。
教材名等	教科書：東京書籍 情報 I Step Forward! 副教材：東京書籍 ニューステップアップ情報 I 教科書傍用問題集		

※「情報リテラシーに係る事項」について、(1) 情報社会の問題解決と (2) コミュニケーションと情報デザインの 2 つの内容から関連する部分をまとめて取り扱う。

次	ねらい・学習活動等 ◇学習活動の概要 問主発問 留指導上の留意点	評価の観点			評価規準等
		知	思	態	
単元の導入 1時間	◇「単元1：情報とその特性」にて、情報の定義や特性・特徴を理解し、身の回りにあふれている情報が「自身にとって必要なものか」、「信憑性がある情報か」等の判断ができるよう、評価する視点や情報を扱う上での留意点について理解を深め、情報リテラシーの必要性を理解する。 問 「情報」の特性とは何でしょうか。 留)・情報と「もの」との違いについて、イメージさせながら考えさせる。 ・情報には4つの特性「形がない」、「消えない(残存性)」、「簡単に複製できる(複製性)」、「容易に伝播する(伝播性)」をイメージできるよう工夫する。 問 「情報」において気を付けるべきことや正しい情報かどうか評価するポイントは何でしょうか。 留)・情報は作り手が存在し、何らかのメディアを介して伝えられるため、信憑性に注意しなければいけない。フェイクニュースやデマ情報に惑わされないよう、ファクトチェックの重要性を理解させる。			●	●問いに対する答えを予想している、「もの」との違いを考え、情報の特性を理解しようとしている。(ワークシート)
第一次 1時間	◇「単元2：メディアとその特性」にて、メディアの特性・特徴を理解し、情報がどのように伝達されるのか理解を深め、コミュニケーションにおけるメリット・デメリットを考える。また、コミュニケーションにおいて適切な手段の選択や情報の受発信をするためにメディアリテラシーの力が必要であることを理解させる。 問 それぞれのメディアの特性は何でしょうか。 留)・表現、伝達、記録の各メディアの特性を踏まえ、コミュニケーションを行う際に、どのような「伝達手段」と「表現方法」で行うかによって、誤解などが生じないように配慮する必要性を理解させる。 問 コミュニケーションにおいて、それぞれのメディアを活用する上で、気を付けるべきことは何でしょうか。 留)・対面では言語(バーバル)コミュニケーションだけでなく、非言語(ノンバーバル)コミュニケーションによって、相互理解を深めることにもつながることを理解させる。 ・SNSやインターネット上では、相手の顔が見えない分、より慎重に言葉の表現や感情の表現に気を付ける必要がある。 電話やメッセージ等、対面ではない場合のコミュニケーションで生じる認識のズレを取り上げてイメージを持たせる工夫をする。 ⇒例：「運動のために一駅分、歩く」という会話 Aさんは仙石線のイメージで駅間が1～2km程度と認識 Bさんは常磐線のイメージで駅間が5～6km程度と認識	●		○	●メディアごとの特性を理解している。(ワークシート) ○SNS等のオンライン上で行われるコミュニケーションや伝える情報に対して、メディアの特性を踏まえ、適切なメディアを判断し、気を付けるべき点を考えることができる。(発表・ワークシート)

第二次 2時間	◇「単元6：知的財産」にて、知的財産である著作物や産業財産を守る上で、理解すべき法律や制度を理解し、著作権等の権利を侵害しないようにするための注意点や許諾方法等について理解を深める。また、オンラインにおける利用（公衆送信）における利用について、著作権法第35条の内容についても授業や学校行事に関連する部分を中心に理解を深め、どのようなケースが権利の侵害になるのかを考察する。 問 知的財産における「著作権」および「産業財産権」とはどのような権利でしょうか。 留)・著作権や産業財産権がどのような権利なのか、保護の対象や保護期間、法律が整備されている目的について、CRIC（著作権情報センター）や関連ホームページ「みんなのための著作権教室」、文化庁ホームページの著作権関連の内容を参考に関連する事例やイメージしやすい事例を挙げながら、理解を促す。 問 著作権において、プライベート（個人）での利用と授業での利用における違いやオンライン上で著作物を取り扱う場合に注意すべき点はどのようなことでしょうか。 留)・プライベートでの利用と学校（授業）での利用における注意点について、SARTRASの「授業目的公衆送信補償金制度」等を踏まえながら、どのような状況の場合、許諾を必要とするのかを理解させる工夫を行う。 また、SARTRASのホームページ内にある「申請済教育機関設置者・教育機関の名称検索」を活用し、自身が所属している学校が含まれていることを確認することも時間があればやってみるとよい。	●	○	●知的財産における「著作権」や「産業財産権」について理解している。（ワークシート） ○オンライン環境で著作物扱うために、プライベートな利用と授業での利用の違いを考え、授業目的のオンライン利用についてどのような点に注意すべきか考察する。（発表・ワークシート）
第三次 1時間	◇「単元7：個人情報」にて、個人情報がどのようなもので、どのような場面で活用されるのかを理解し、自他の個人情報を安全に取り扱うための方法や、法律で定められているルールについて理解を深める。また、SNS等に記載された個人情報について、個人が特定される原因や発信者情報が流出してしまう要因と、安全な利用方法について考察する。 問 「個人情報」とは何でしょうか。 留)・個人情報にあたる情報の事例や個人情報の「基本四情報」について実際に活用される場面等のイメージしやすい事例を挙げながら、理解を促す。 問 情報を発信する際の危険性は何か。 留)・個人情報が流出してしまったり、悪用されてしまったりした場合に起こりうる危険性について、インターネット等を活用し、根拠となる情報をまとめられるよう工夫する。また、「発信者」、「消費者・利用者」としての視点で考えるよう促す。	●	○	●個人情報について理解している。（ワークシート） ○個人情報が特定される可能性のある事象や状況を考察し、危険を回避するための対策を科学的な根拠をもとに考察することが出来る。（発表・ワークシート）

第四次 1時間	◇「単元9：情報モラルと個人の責任」について、法律と制度による規制や、個人が果たすべき責任について理解し、現状と課題について理解を深める。 問 インターネットが発生したトラブルに関わる法律や世の中の動きについて考えてみましょう。 留)・インターネットトラブルに関わる主な法律や日本の法制度の動きについて理解できるよう、関連する事例やイメージしやすい事例を挙げながら、理解を促す。 問 インターネットが発生したトラブルや情報機器を利活用した際に発生するトラブルに関わる法律や世の中の動きについて考えてみましょう。 留)・法律ができることで利便性等にどのような変化が起こるのか、お互いに意見を出し合えるように工夫する。	●	●	●インターネットトラブルに関する法律について理解している。(ワークシート) ●法律で禁止されているものとマナーによる対応が期待されているものの違いを考えることができる。(発表)
第五次 2時間	◇「単元11：情報技術が社会に与える光と影」について、健康への影響やデジタルデバイド、生成AIに関する特徴や注意点について理解を深める。 問 「健康への影響」や「デジタルデバイド」とは何でしょうか。 留)・「健康への影響」に関わる事例やネット依存チェックリスト、デジタルデバイド解消に向けた実際の事例を用いて、理解を促す。 問 生成AIのメリット・デメリットにはどのようなものがあるか考えてみましょう。 留)・さまざまなAIと生成AIとの違いについても理解できるよう工夫する。例えば、具体的な理解につなげるため、総務省や経産省、文化庁等の公的機関で示されているガイドラインや定義を参考に意見をまとめるよう促す。 問 Google Gemini を活用して、画像を生成してみましょう。 留)・プロンプト(命令・指示)をどのような内容にすると理想とする結果が出力されるのか、わざと失敗した例を示し、それらを改善するためにはどのようにすればよいか検証できるよう工夫する。 問 Google Gemini を活用して、問題解決をしてみましょう。 留)・それぞれが決めたテーマに合わせて、生成AIと対話(壁打ち)をしながら、ファクトチェックやハルシネーション、バイアスに気を付けて実践するよう促す。また、AIが回答した情報の根拠についても科学的な根拠があるかを検証し、生成AIの強み・弱みについて理解を促すよう工夫する。	● ●	○ ○	●健康への影響の内容やデジタルデバイトについて理解している。(ワークシート) ○生成AIにおけるファクトチェックや認知バイアスの評価(見極め)等を行い、自身の意思決定における留意点を理解しようとしている。(ワークシート) ○生成AIを活用し、意図する画像が生成できるか、どのようなプロンプトを用いればよいか考えることができる。(成果物・ワークシート) ●生成AIを活用し、ハルシネーションに気をつけながら、根拠データを検証し、生成AIの特徴について理解を深めている。(発表・ワークシート)

第六次 2時間	◇「単元22：ネットコミュニケーションの特徴」について、インターネットを用いたコミュニケーションの特徴と注意点について理解を深める。 問 インターネットを介して行われるコミュニケーションにはさまざまな性質や現象があります。どのような特徴があるか考えてみましょう。 留)・「匿名性」や「記録性」に関する特性、「エコーチェンバー」や「フィルターバブル」等の現象について理解を促すよう工夫する。 問 インターネットを介して行われるコミュニケーションの性質についてメリット・デメリットを考えてみましょう。 留)・「匿名性」や「記録性」に関する特性、「エコーチェンバー」や「フィルターバブル」のような情報の偏りや閉鎖的な情報収集に伴う問題を取り上げ、生徒の身近な事例を用いながら理解を促すよう工夫する。 例えば、令和7年度の県知事選挙では悪質なデマ情報が拡散し、影響が出た。しかし、法的措置をとる方向で対応を進めていたが、最終的には「仮に数カ月かけて裁判を経て開示が認められても発信者のデータが残っていないと弁護士に伝えられた」という状況があり、断念したという事例がある。これが、情報流通プラットフォーム対処法という法律を適用した場合に、迅速さや削除基準等はどうなるのかについて考える。 問 インターネットを介して行われるコミュニケーションの性質についてメリット・デメリットを踏まえて、適切なコミュニケーション手段を考察し、選択してみましょう。 留)・メリット・デメリットについて理解を深めた状態で、実際に日常生活におけるコミュニケーションで適切なものを選択できるように促す。 例えば、緊急時の連絡はどのような手段が適切で、どのようなことに気を付ける必要があるか、締め切りまで余裕のある内容の連絡の場合はどのような手段が適切で、どのようなことに気を付ける必要があるかについて考える。	○	●	●インターネットを介して行われるコミュニケーションにおける現象について考え、それぞれの特徴を理解しようとしている。(発表・ワークシート) ○オンライン環境におけるコミュニケーションの特徴を踏まえ、それぞれのメリットとデメリットについて理解を深めている。(ワークシート) ●オンライン環境におけるコミュニケーションの特徴を踏まえ、それぞれのメリットとデメリットを踏まえ、状況に応じて適切な手段を考察し、選択することができる。(発表)
--------------------	--	----------	----------	--

単元のまとめ 1時間	◇本単元で、学んだことを踏まえて、情報機器やインターネット等を活用する際に、メディアリテラシーや情報モラルの観点から、情報を扱う上で、どのような点に気を付け、活用していくことが望ましいかを考察し、自分の考えをまとめる。 問 情報社会に主体的に参画する上で、安全かつ利便性を確保しながら、情報機器やインターネット等のサービスを利用するために必要なことは何でしょうか。 留)・日常生活におけるインターネット等に係るトラブルが多く発生している昨今の状況を踏まえ、一人一人がどのような意識をもって、利活用をしていけばよいか、リテラシーとモラルの観点からアプローチするよう助言する。 ◇情報活用合言葉「ふかひれ」とはなんですか 問 情報活用合言葉「ふかひれ」を知っていますか。 留)・宮城県総合教育センターが発信している内容「ふ：普段のルールを忘れない」、「か：確認しよう、それ本当?」、「ひ：人の気持ちを考えよう」、「れ：冷静に判断しよう」の合言葉と実際の情報リテラシーを照らし合わせてイメージを持たせながら、理解を促す。	●	○	○メディアや生成AIの情報から「事実」と「意見」を客観的に切り分けたり、フィルターバブル等の偏りに配慮したりしながら信頼できる根拠を基に論理的に思考・表現し、主権者として主体的に情報社会に参画しようとしている。(ワークシート) ●合言葉をもとに、普段の生活において、情報活用をする際に、気を付けるべきことを理解している。(発表)
-----------------------	---	----------	----------	--

<参考サイト>

- ・「情報活用合言葉「ふかひれ」 - 宮城県公式サイト」<https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/fukahire.html>
- ・「宮城県知事選挙で誤情報がSNSで拡散中 法令違反に問われる可能性もくまほQチェック」河北新報オンライン(令和8年6月16日参照)
<https://kahoku.news/articles/20251023khn000019.html>
- ・「「やられ損。悔しい」 宮城知事選のデマ、村井氏は法的措置断念(毎日新聞)」<https://mainichi.jp/articles/20260610/k00/00m/040/195000c>
- ・「個人情報の保護に関する法律(e-Gov)」<https://laws.e-gov.go.jp/law/415AC0000000057/>
- ・「みんなのための著作権教室(CRIC 公益社団法人著作権情報センター)」<http://kids.cric.or.jp/>
- ・「IAT : Internet Addiction Test (インターネット依存度テスト)(久里浜医療センター)」<https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/screening/iat.html>

Theory22 「ネットコミュニケーションの特徴」

- (1) インターネットのコミュニケーションでは、個人の特定につながるさまざまな個人情報を隠して利用することが可能である。この性質を何というか？

匿名性

※実名と匿名ではどのようなメリット・デメリットを教科書 P.54「表 I」で確認しましょう。

- (2) インターネットではコミュニケーションを完全に匿名で行うことはできないと言われている。その理由としてどのような性質があるからか？

記録性

※皆さんのスマートフォンやタブレット端末、学校のコンピュータ等でインターネットを利用すると、端末に割り当てられている IP アドレスや閲覧した Web ページ、閲覧日時等の情報がログとして残ります。

- (3) 「情報流通プラットフォーム対処法」について、旧「プロバイダ責任制限法」と比較してどのような点が大きく変わったのかまとめてみましょう。

変わった点	具体的な内容
①プラットフォーム事業者等の損害賠償責任の制限	特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときに、関係するプラットフォーム事業者等が、これによって生じた損害について、賠償の責めに任じない場合の規定を設けるものです。
②発信者情報の開示請求	特定電気通信による情報の流通により自己の権利を侵害されたとする者が、関係するプラットフォーム事業者等に対し、当該プラットフォーム事業者等が保有する発信者の情報の開示を請求できる規定を設けるものです。
③発信者情報開示命令事件に関する裁判手続	一体的な手続による発信者情報の開示を可能とした「発信者情報開示命令事件」に関する手続等について定めたものです。
④大規模プラットフォーム事業者への削除対応の迅速化及び運用状況の透明化	一定の要件を満たす大規模プラットフォーム事業者に対して、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための義務を定めたものです。

※参照元：インターネット上の違法・有害情報に対する対応(情報流通プラットフォーム対処法)

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html (2026.6.30 参照)

(4)「記録の活用性」を活用した、皆さんの身近な事例について

事例	具体的な内容
①レコメンデーション (おすすめ機能)	Amazon などの EC サイトで、過去に見た商品やその関連商品が「あなたへのおすすめ」として表示されるサービス
②ターゲティング広告 (行動ターゲティング広告)	一度、某旅行サイトでホテルを検索した後、全く関係のない別のブログやニュースサイトを見ている時に、さっき検索したホテルの広告が表示される現象
③自動プレイリストの生成 (レコメンドアルゴリズム)	YouTube や Netflix、Spotify など、次に再生される動画が自動で選ばれたり、好みに合いそうな曲がまとめられたプレイリストが提案されたりするサービス
④パーソナライズド検索	同じキーワード(例:「カフェ」「天気」など)を検索しても、検索する人によって表示される検索結果の順位や内容が変わるサービス

※これらのサービスを利用する場合、「個人情報」と「利便性」はトレードオフの関係になっている。

(5)「情報の偏りと閉鎖的な情報収集による問題」について

事例	具体的な内容
①エコーチェンバー	定義 SNS 等で自分と似た興味関心や意見を持つ人をフォローした結果、自分の意見を発信すると「似た意見ばかりが返ってくる」状況。閉じた小部屋(チェンバー)で音が反響(エコー)することに例えられます。 注意点 自分の意見が多数派であると錯覚(確証バイアス)しやすくなります。「自分のタイムラインの世論は、社会全体の世論ではない」と自覚しないと、極端な思想に傾倒したり、他者への不寛容に繋がったりします。
②フィルターバブル	定義 アルゴリズムがユーザの検索履歴や閲覧履歴を学習、好まない情報を遮断して「見たい情報だけ」を提示し、ユーザがバブル(泡)の中に隔離される現象。 注意点 「検索結果や SNS のタイムラインは全員同じ」だと思いがちですが、実際は個人ごとに最適化され偏っていることに気づく必要がある。自分の知らないうちに「選択の自由」や「異なる視点」が奪われているリスクが潜んでいます。
③サイバークASCADE	定義 インターネット上で特定の意見や運動が、他者の行動を模倣する形で一気に雪崩(カスケード)のように連鎖・増幅し、集団の意見が過激化・極端化(集団分極化)していく現象。 注意点 「みんなが言っているから正しい」という同調圧力がネット上で加速し、特定の個人への誹謗中傷や炎上、デマの拡散に加担してしまう危険性があります。
④フェイクニュース	定義 政治的・経済的な利益(PV 数稼ぎなど)や、社会的な混乱を目的として、意図的に作成・拡散される偽の情報。近年は災害時のデマや、生成 AI によるディープフェイクも問題視されています。 注意点 感情を揺さぶる(怒りや不安を煽る)見出しが多く、上記 3 つの罠(フィルターバブル、エコーチェンバー、サイバークASCADE)が揃うことで、「信じたいフェイクニュース」が爆発的に拡散する悪循環が生まれます。

(6) 本単元（Theory22）で学んだ内容を踏まえ、インターネットを介したコミュニケーションのメリットやデメリットを考え、自分なりに考えた内容を下記にまとめてみましょう。

	メリット	デメリット
①	物理的・時間的制約を超えた「多様なつながり」の形成 内容学校や地域といった狭いコミュニティを超え、共通の趣味や目標、課題（学習や社会貢献など）を持つ世界中の人と瞬時につながることができます。不登校の生徒や孤立しがちな人が、ネット上で居場所（サードプレイス）を見つけられる点も大きなメリットです。	歪んだ「エコーチェンバー」による視野の狭窄と極端化 内容フィルターバブルによって「自分が心地よい情報」だけが自動選択され、SNS上で同じ意見の人だけで群れるため、異なる意見を排除する傾向が強まります。これにより、視野が狭くなり、社会的な分断や他者への不寛容が生じる原因になります。
②	主体的な「情報収集・発信と社会参画」のチャンス 内容生成 AI や検索エンジンを駆使して、マスメディアが報じない多角的な情報を自ら集めることができます。また、一主権者として社会問題に対する自分の意見やアイデアを世界に向けて低コストで発信し、世論を動かす仲間の募集や署名活動など（社会参画）に繋げることも可能です。	② 同調圧力と「サイバーカスケード」による誹謗中傷・炎上の加担 内容ネット上では特定の批判や意見が雪崩のように連鎖しやすく、集団心理によって個人の攻撃性が増幅されます。「みんなが叩いているから」「これが正義だから」という同調圧力に飲まれ、高校生が無自覚に深刻な誹謗中傷やデマ（フェイクニュース）の拡散に加担してしまうリスクがあります。
③	コミュニケーションの「効率化・アーカイブ性」 内容テキストや動画でのやり取りは「後から見返せる（アーカイブ性）」ため、言った・言わないのトラブルを防ぎ、共同学習の効率を飛躍的に高めます。対面では緊張して発言できない生徒も、テキストであれば自分のペースで思考を整理して発言できるという心理的安全性も、もたらします。	③ 「非言語情報の欠如」による誤解とネット依存 内容テキスト中心のやり取りでは、表情、声のトーン、身振りなどの「非言語情報」が伝わらないため、悪気のない一言が誤解を生み、人間関係のトラブル（いじめや絶交など）に発展しがちです。また、通知や「いいね」の承認欲求を刺激する仕組みにより、長時間の利用（ネット依存）を引き起こし、睡眠不足や学力低下といったリアルな生活への悪影響をもたらします

まとめ「情報リテラシー」

これまで関連する単元 (Theory) で学んだことを踏まえ、これからの生活で身に付けるべき力をそれぞれ考えて、自分の意見をまとめましょう。

身に付けるべき力	なぜこの力が必要なのか
①情報を「切り分ける」力 (事実と意見の分離)	膨大な情報の中から、客観的に証明・測定できる「事実 (ファクト)」と、発信者の主観や推測である「意見 (オピニオン)」を正確に見極める力です。 ネット上のニュースや SNS の投稿には、個人の感情を揺さぶる強い言葉 (「絶対に」「悲惨な」「明らかに」など) が意図的に交えられています。高校生がこれらをすべて「事実」として受け止めてしまうと、他人の意見に簡単にマインドコントロールされてしまいます。
②情報の「歪み」に気づく力 (アルゴリズムと 認知バイアスの自覚)	自分のスマートフォンで見ている世界は、決して「世の中の平均ではない」と自覚する力です。 現在のインターネットは、検索履歴や閲覧履歴を AI が学習し、ユーザ好みの情報だけを表示する「フィルターバブル」や、SNS で似た意見の人ばかりが繋がる「エコーチェンバー」という仕組み (アルゴリズム) が働いているためです。
③情報の「意図」を読み解く力 (情報デザインの解説)	グラフの見せ方や、ニュースの見出し、画像の切り取り方など、「情報デザイン」の裏にある発信者の意図を見抜く力です。 同じ統計データであっても、グラフの縦軸の目盛りをわざと狭くすることで「急激に増加している」ように錯覚させることが可能です。情報デザインの仕組みを知らないと、発信者が誘導したい印象にそのまま流されてしまいます。
④意思決定の「主体」を 譲らない力 (デジタルシティズンシップ)	生成 AI の回答やネットのまとめ情報を鵜呑みにせず、「最終的な判断の責任は自分 (人間) にある」という当事者意識を持つ力です。 ChatGPT などの生成 AI は非常に便利ですが、もっともらしい嘘 (ハルシネーション) をつくことがあります。「AI が言ったから」「みんながシェアしているから」と、自分で考えることを放棄してしまうことは、主権者としての権利を放棄することと同じです。

※他にも「情報を「編集・発信する」力」、「AI やテクノロジーと「対話する」力 (プロンプト・リテラシー)」、「デジタル空間の「安全と倫理を守る」力 (データガバナンスと法的リテラシー)」なども考えられる。

「情報活用合言葉『ふかひれ』」について

宮城県総合教育センターでは、情報モラル教育教材の開発などもしているので、時間があるときに確認をしてほしい内容になります。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/sokyos/fukahire.html>



情報活用合言葉「ふかひれ」

ふ ふだん 普段のルール わす を忘れない

か かくにん 確認 ほんとう しよう、それ本当？

ひ ひと 人の きも 気持ちを かんが 考えよう

れ れいせい 冷静に はんだん 判断しよう



イメージキャラクター「ふかひれ」



宮城県総合教育センター
Miyagi Prefectural General Education Center



主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県石巻西高等学校 全日制課程		
教 科	情報科	科 目	情報 I
単位数	2 単位	対象学年	1 年次
単元名	情報社会	内容のまとめ	情報社会の問題解決
単元の目標	情報と情報技術を活用した問題の発見・解決の方法に着目し、情報社会の問題を発見・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるようにする。 (1) 情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を見・解決する方法を身に付ける。 (2) 目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を見・解決する方法について考える。 (3) 情報社会における問題の発見・解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとする。		
単元の評価規準	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	①情報やメディアの特性を踏まえ、情報と情報技術を活用して問題を見・解決する方法を身に付けている。	①目的や状況に応じて、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用して問題を見・解決する方法について考えている。	①情報社会における問題の発見・解決に情報と情報技術を適切かつ効果的に活用しようとしている。
教材名等	「情報 I Step Forward!」(東京書籍) 「騙されない為の教科書」(若者・高校生のための消費者教育 - ハッシュダイソージャル) 「ベーシックレベル情報I」(スタディサプリ)		

指導と評価の計画(11時間)

○「評定に用いる評価」 ●「学習改善につなげる評価」

次	ねらい・学習活動等 ◇学習活動の概要 問主発問 留指導上の留意点	評価の観点			評価規準等
		知	思	態	
単元の導入 1時間	◇宮城県女川町のクマ出没フェイク画像や青森県の「くまログ」への虚偽投稿事例等を参考に、情報の特性について理解する。 問 なぜ、偽の情報が短期間で拡散し、大きな混乱を招いたのか。また、私たちは情報の「正しさ」をどう守るべきか。 留 ・情報の特性（残存性、複製性、伝播性）と結びつけ、SNSの拡散速度と社会的影響を意識させる。 ・デジタルデータの「容易な加工や発信」という特性が、意図せず社会を混乱させるリスクがあることを意識させる。	●			●情報の特性（残存性、複製性、伝播性）が社会的混乱を招く要因になることを理解している。(ワークシート・発言)

第一次 4時間	◇マスメディアとソーシャルメディアの責任と役割の違いを学ぶ。 問 情報を発信する際、私たちはどのような責任を負うべきか。 留)・「誰が、いつ、何の目的で」発信したかを確認し、時間をかけて信ぴょう性のある情報であるかを確認する重要性を理解させる。 ◇「騙されない為の教科書」を活用し、闇バイトやフィッシング詐欺等の最新手口を理解する。 問 怪しい誘いや不確かな情報に遭遇したとき、私たちはどう行動すべきか。 留)・「いったん疑う、とりあえず調べる、まずは相談する」の重要性を強調し、ファクトチェックの実践を促す。 ◇SNS 広告の「稼げる副業 (タスク詐欺)」や「有名人のなりすまし投資詐欺」を例に、情報の真偽を確認する実習を行い、レポートとしてまとめる。 問 信頼できる情報源 (公的機関、一次情報等) と、SNS 上の噂をどう区別するか。 留)・情報には送り手が存在し、意図やフィルタがかかっていることを認識させる。特に詐欺広告では、「楽に稼げる」と思わせるためにあえて情報をフィルタリングしていることを指摘する。 ◇エコーチェンバーやフィルターバブル等の仕組みとリスクを理解し、自分のスマートフォン画面が社会の全貌ではない可能性について議論する。 問 自分に似た意見ばかりが届く環境には、どのようなリスクがあるだろうか。 留)・自分の考えに固執せず、対立する意見も含めた多角的なクロスチェックを意識し、考察ができるようにする。	○ ● ○ ○	○ ○ ○	○情報の送り手の意図や背景を想像し、メディアの特性に応じた適切な情報活用について理解している。(発表) ●不確かな情報を鵜呑みにせず、事実を確認し、他者と相談して自律的に判断しようとしている。(ワークシート) ●メディアが社会の世論形成に及ぼす影響を論理的に分析する技能を身に付けている。(レポート) ○複数のメディアや情報源をクロスチェックし、情報の妥当性を論理的に判断している。(レポート) ○情報の偏りを生む仕組みを理解し、社会の合意形成や個人の意思決定に与える影響を多角的に考察している。(発表)
--------------------	---	-------------------------------------	----------------------------	---

単 元 の ま と め 1 時 間	◇単元の学習を振り返り、自律した情報の利用者として、社会参画する際の「情報利用ガイドライン（「フェイクニュース被害を減らすための提言」等）」を作成し、発表する。 問 よりよい社会を築くために、情報の「受け手」かつ「発信者」として信頼できる情報社会を維持するために、私たちはどのようなルールやマインドを持つべきか。 留）・個人の責任と情報モラルの観点から、具体的な行動指針を論理的に表現させる。 ・単なる自己防衛を超えて、望ましい情報社会を共に創る「参画」の視点を持たせる。		○	○	○情報やメディアの特性、および情報技術が社会に及ぼす影響を多角的に捉え、自らが情報の「受け手」かつ「発信者」として大切にすべき具体的な行動指針を、論拠を持って論理的に表現している。（ガイドライン） ○単元での学びを踏まえ、社会の一員としての責任を自覚し、より良い情報社会の実現に向けて主体的に行動しようとしている。（発表）
---	--	--	---	---	---

主権者教育(情報リテラシーの育成)実践事例

学校名	宮城県仙台二華高等学校 全日制課程		
教 科	グローバル・スタディ 課題研究 (以下GS課題研究)	科 目	GS課題研究Ⅰ～Ⅲ 総合的な探究の時間
単位数	2 + 3 + 2 (Ⅰ + Ⅱ + Ⅲ) 2 + 3 + 0 (Ⅰ + Ⅱ) 2 + 1 + 0 (Ⅰ + 総探)	対象学年	1 ～ 3 年
School Mission	豊かな心と高い知性を持ち、進取の気風と創造性にあふれ、社会のリーダーとして、わが国や世界の発展に貢献できる人材を育成する。		
大切にしていること	本校では特色ある教育活動「課題研究」、「国際交流」、「国際バカロレア」を行う際、フィールドワーク等の校外での体験活動を通して「本物の世界」、「本物の自分」を知ること、さらに、不確実で混沌とした世界の中で、少ないリソースを存分に利用して、自分でリスクをとって自分の夢や希望をかたちづくる前向きな気持ちと行動力を育成することを大切にしている。 具体的には以下のような、社会を一人で生きていく力を養うことである。 自分で考える力。人と協働する力。試行錯誤のする力。失敗から立ち直る力。 粘り強い精神力と体力。危機管理のスキル。新しい環境への適応力。		
研究テーマ	北上川／東北地方、メコン川／東南アジアをフィールドとした世界の水問題解決のための取り組み		
校外活動	徹底した現場主義： 現地で課題を発見し、現地の人々と一緒に試行錯誤しながら解決策を考え、現地で成果を共有する。 1年：広瀬川フィールドワーク、北上川フィールドワーク 2年：海外研修旅行（令和8年度はマレーシア） メコン川フィールドワーク（カンボジア、ベトナム、タイ、ラオス） 1・2年：デラウェア（米国）派遣研修、台湾派遣研修		
各科目の概要	1 GS 課題研究Ⅰ 1年次／必履修／2単位（総合的な探究の時間代替科目） (1) Book Review & Recommend（20時間） 自分の好きな新書を用いて自己紹介し、友人が紹介した新書の中から2冊目、3冊目を読み、その中から1冊選んで500字程度のReviewを書く（後日冊子にする）。 (2) 模擬国連（14時間） 生徒が2名一組で一国の外交官となり、指定された国際会議の場で「自国の利益」と「自国民の幸せ」を最優先にして、自国にとって有利な国際ルールを作るロールプレイゲームを行う。令和8年度は「移民問題」を議題とする。具体的なエビデンスを示しつつ、連携できる国と協力しながら自国に有利な決議案の採択を目指す。 (3) 北上川フィールドワーク（14時間） 川と人とのつながりを知るために実施するフィールドワーク。 Aコース：野蒜海岸・洲崎湿地を訪問し、震災で破壊された生態系の回復の様子を観察する。 Bコース：伊豆沼を訪問し、外来種による被害等を学習する。 Cコース：四十四田ダム・旧松尾鉱山新中和処理施設を訪問し、旧松尾鉱山から流出する強酸性の坑排水や砒素の処理方法について学習する。 全員：旧松尾鉱山跡地に植樹し、森の保水力を保つことで坑排水の排出量を減らす活動をしている。令和8年度で15年目。 (4) 探究実践（24時間） 探究の流れを一通りつかむために、「水環境・生態系」、「上水・利水」、「水処理・水循環」、「医療」、「アントレプレナーシップ」、「人文地理」、「治水」、「教育」、「課題研究Ⅱ・IB類型選択者」の9グループに分かれてグループ研究を行う。2年次で課題研究Ⅱを選択する生徒は、課題研究の先行論文を読んで自らの研究計画を立てる。		

	2 GS 課題研究Ⅱ 2年次／選択必修／3単位（総合的な探究の時間代替科目） タイ、カンボジア、ラオス、ベトナムの農村、山村、漁村をめぐる中で、自分たちだけでは解決が難しい水問題を抱えているコミュニティを特定し、その住民と一緒に試行錯誤しながら課題の解決を目指す。課題解決のために乗り越えなければならない、一つ一つのハードルが各生徒の研究題材となっている。 現在の連携コミュニティは、カンボジアの Tonle Sap 湖水上集落 Chong Khneas、Angkor Krau 村及びその周辺の村々、バイヨン中学校・高等学校の3つである。さらに、別の候補地も開拓中であり、タイの Chiang Rai 周辺の山岳民族の村々とベトナム Dong Thap 省の Long Khanh 村などへは、複数回の訪問・基礎調査をしている。年度末には、専門家からアドバイスをいただくために各生徒は各種の学会に参加し発表を行っている。生徒の立場からみることこれらの活動はまさに「高校生による本気の国際支援活動」である。 3 総合的な探究の時間 2年次／選択必修／1単位 海外研修旅行先の水問題及びその周辺の社会問題を探究する。マレーシア研修旅行では「多文化共生のモデル」と「パームヤシプランテーションによる環境問題・社会問題」をテーマとし、関連する課題をグループで1年かけて研究を行う。 4 GS 課題研究Ⅲ 3年次／自由選択／2単位 GS 課題研究Ⅱで年度末に参加した学会での専門家からのアドバイスを受けて、アイデアをさらに改良し、更に専門家からのアドバイスを受けるために夏の学会（全国大会）または国際学会で個人発表する。いただいたアドバイスは後輩へと引き継ぐとともに生徒自身で「課題研究ガイドブック」を改定する。
教材名等	課題研究ガイドブック（令和8年改訂 第7版）

探究的な活動でどのように情報リテラシー育成に取り組んでいるか

今年の重点目標：生成AIがそばにある探究活動

	課題研究の取組	情報リテラシー育成に係る取組
高 1	GS 課題研究Ⅰ （１）Book Review & Recommend （20時間） ・（春休みの宿題）新書を1冊読む ・読んだ新書を使って自己紹介 ・紹介された本の中から二冊目を読む ・読んだ本を基に担任と二者面談 ・Review を Google Document に入力 ・2冊目をクラスで紹介 ・振り返り ・生成AI ガイダンス	Bool Review を書く際に以下のことを指導 Google Classroom、Google Drive の使い方 特に連絡方法の周知、ファイルの保存・管理の方法 Book Review & Recommend の振り返りの一環として生成AI ガイダンス（3時間） 生成AI でできること "Gemini"、"Chat GPT"、"NotebookLM" 生成AI の仕組み G、P、T の意味 生成AI を利用する際の注意事項 生成AI の使い方 推奨する使い方、推奨しない使い方、 禁止されている使い方 生成AI による脳への影響 学問的誠実性 特に、以下のような推奨する使い方の実例を紹介 ① 生成AI を「自分の解答の採点者」にする。 ② 生成AI をプレゼンの「聴衆」にし、質問させる。 ③ 生成AI を「英会話の相手」にする。 ④ 生成AI を「英作文の添削者」にする。

(2) 模擬国連 (1 4 時間) 「移民問題」 【論点 1】頭脳流出の防止と「循環型移民」の仕組みづくり 【論点 2】出稼ぎ (単純労働) 移民の「最低労働条件」と不法就労の責任 ・担当国に関する基本情報の収集 ・収集した情報のファクトチェック ・「Position Paper」の作成 ・会議の流れの確認 ・担当国の会議での戦略立案 ・「Negotiation Paper」の作成 ・ロイロノートの使い方を説明 ・収集した資料の確認 ・会議における「Speech」の作成 ・会議本番 ・振り返り (3) 北上川 FW ・4つの訪問先について、専門家から事前指導を受ける ・実際に訪問 ・訪問先について他の人に紹介 ・振り返り (4) 探究実践 ・最近のホットな話題 ・先行論文の探し方 ・生徒による探究活動 ・中間発表 ・生徒による探究活動 ・成果をスライドにして作成 ・全校課題研究発表会にて発表	⑤ 生成 AI を「進路カウンセラー」にする。 「Book Review」を、生成 AI を使って作成した (推奨しない使い方の例) 際の作品の特徴を分析する。 "Gemini"を用いて「移民問題」、「担当国の状況」に関する情報収集 ①「正しい事実」として参照するための公的資料 (各国語でも可) を"NotebookLM"にアップロードする。 ②"NotebookLM"を用いてファクトチェックを行う。 場合によっては参照元を確かめる。 ③「Position Paper」を基に自国の戦略を"Gemini"を活用しながら立案する。 ④相手国を説得するための戦略について"Gemini"に相談する。 特になし 問の立て方： KJ 法、ケースメソッド、課題の構造図の作成 情報収集の方法・リソースの活用について 各メディアの特性 図書室、仙台市・宮城県図書館、東北大学・東北学院大学の図書館の利用法 論文検索の Website 課題研究でよく利用する Website 検証方法： 発表方法 Before ~After 形式 よいポスターの作り方 よいスライドの作り方 著作権、肖像権他 出典の探し方・書き方
---	---

高 2 ・ 3	GS 課題研究Ⅱ・Ⅲ 所属グループの決定 高3→高2 先輩から引継ぎ コミュニティの状況 研究の進捗状況、現在の課題 先行研究・参考文献の紹介 基本的な実験方法 仮説と検証方法の提案 検証作業 メコン川 FW（8月と12月の2回） アンケート調査 インタビュー調査 水質調査 他 データの整理・保管 中間発表 検証作業 発表スライドの作成 学会発表（個人：東北地区） 論文作成 論文集の発行	昨年度得られた新たな情報を基に、コミュニティが抱える課題の因果関係・経過等を図にした構造図を精緻化・改定し、今年度の活動目標を決める。 仮説と具体的な検証方法を考え、試行してみる。 実験機器類・ソフトウェアの使い方 ・パックテスト、大腸菌・一般細菌検査紙、pH 計、濁度計 ・微生物を使う場合のガイドライン ・GPS データロガー ・Google Earth Pro、Kaleida Graph ・GIS（地理情報システム） ・R、Python アンケートマニュアル インタビューマニュアル ①調査で使用するアンケートやインタビュー項目をつくる。 ②試行→訂正を繰り返し、最終的に日本語と英語で作成する。（場合によっては現地語） ③テキストマイニング等を用いて傾向・概要をつかむ データ分析（基本的な統計の手法） ・信頼性と妥当性 ・標本・母集団・区間推定 ・基本統計量とその意味 ・F 検定、様々な t 検定、χ^2 検定 ・相関係数と散布図 相関関係と因果関係の違い 構造図の再検討 学会の発表の際に指導を受けたことの記録と引継ぎ ・「課題研究ガイドブック」改訂 ・よい論文の書き方 アカデミックライティング ・著作権
------------------	--	---

主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県宮城野高等学校 全日制課程		
教 科	国語科	科 目	論理国語
単位数	2 単位	対象学年	2 年次
単元名	他者に伝わる意見文を書こう	内容の まとめ	〔知識及び技能〕 (2) 情報の扱い方に関する事項 〔思考力、判断力、表現力等〕 「A 書くこと」
単元の目標	(1) 情報を重要度や抽象度などによって階層化して整理する方法について理解を深め使うことができる。〔知識及び技能〕 (2) イ (2) 立場の異なる読み手を説得するために、批判的に読まれることを想定して、効果的な文章の構成や論理の展開を工夫することができる。〔思考力、判断力、表現力等〕 A (1) ウ (3) 言葉がもつ価値への認識を深めるとともに、生涯にわたって読書に親しみ自己を向上させ、我が国の言語文化の担い手としての自覚を深め、言葉を通して他者や社会に関わろうとする。〔学びに向かう力、人間性等〕		
本単元における 言語活動	賛否の分かれるテーマについて、自分の立場を明確にし、情報を適切に引用することで、他者に伝わるような意見文を執筆する。 (関連：〔思考力、判断力、表現力等〕 A (2) ウ)		
単元の 評価規準	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
	①情報を重要度や抽象度などによって階層化して整理する方法について理解を深め使っている。(2)イ)	①「書くこと」において、立場の異なる読み手を説得するために、批判的に読まれることを想定して、効果的な文章の構成や論理の展開を工夫している。(A (1) ウ)	①学習の見通しをもって意見文を書くことを通して、自分の思いや考えが明確に伝わるよう、情報を適切に整理したり、批判的に読まれることを想定して文章を構成したり、論理の展開を工夫したりすることに粘り強く取り組もうとしている。
教材名等	【参考】「立場を明確にして書く」(大修館「論理国語」)		

指導と評価の計画(全8単位時間想定)

次	主たる学習活動	評価する内容	評価方法
1	- 単元の目標と進め方、言語活動の詳細及び評価の観点を把握し、学習の見通しをもつ。 - 意見文を書くテーマを決定し、そのテーマにおける自分の主張を考える。 - 自分の主張を支える情報を集め、<u>抽象度・重要性などの観点で階層化し、分類する。</u>	〔知識・技能〕 ①	「記述の確認」
2	- 前次で一旦分類した情報を、「論理性」(頭の納得)と「情理性」(心の共感)という観点で、ペアで互いに「再分類」しあう。 - 情報を互いにどう「再分類」しあったかを、その理由とともに共有する。 - ペアでのピア評価も踏まえ、<u>収集した情報の中で、自らの主張を支える論拠を吟味する。</u> <u>シンキングツールを用い、意見文のアウトラインを作る。</u> - 意見文を書く。	〔思考・判断・表現〕 ①	「記述の分析」
3	- 意見文の内容についてペアでのピア評価を行う。 - ループリックを読込ませた<u>生成A Iを用いて添削する。</u> - ピア評価、<u>生成A Iを用いた添削を踏まえ、意見文を書き直す。</u> - 本単元の活動を振り返り、成果と課題を挙げる。	〔主体的に学習に取り組む態度〕 ①	「記述の分析」

【単元の流れ】

次	学習活動	指導上の留意点	評価規準・評価方法等
	○単元の目標と進め方、言語活動の詳細及び評価の観点把握し、学習の見通しをもつ。	・本単元は、以下の2つの活動で展開し、【条件①、②】を満たしているかが特に評価の観点として重要であることを伝える。	
	【本単元の言語活動】 テーマについて、 (1) <u>【条件①】 賛否いずれかの立場であるか、自分の立場を明確にし、</u> (2) <u>【条件②】 適切な情報を引用したり、読み手に合わせて構成を工夫したりすることで、立場の異なる相手にも伝わるよう 自分の意見を論述する。</u>		
1	○意見文を書くテーマを決定し、そのテーマにおける自分の主張を考える。 ○ <u>自分の主張を支える情報を集め、抽象度・重要性などの観点で分類する。</u>	・生徒にとって身近で、かつ賛否が分かれるような意見文のテーマ例をいくつか提示した上で、ペアで話し合い、互いに興味があり、かつ意見の分かれるようなテーマ設定をさせる。 テーマ例:「生徒の主体性を育てるには、学習を生徒自身が選ぶ形にするのがよい。だから、学校は宿題を出すべきでない。」「定期テストは負担が大きい。だから定期テストはやめて、すべての教科で授業内評価に変えるべきだ。」等 ・ <u>情報の妥当性や信頼性について吟味すること</u> (現代の国語 (2) エ) について、現代の国語で学習したことを確認し、 <u>情報のソースは新書や論文、新聞、官公庁統計データ等。収集ツールとしては「グーグルスカラー」や「総務省統計局 HP」、本校で契約している「ジャパンナレッジスクール」や「あさひ検索くん」などを活用させる。</u> ・ <u>ロイロノート上でシンキングツールを配布し、縦軸に重要性、横軸に抽象度をとり、収集した情報を自らの主張を支え得るかという観点で分類させる。</u>	[知識・技能] ① 「記述の確認」 <u>シンキングツール</u> ・ <u>情報を重要度や抽象度などによって階層化して整理する方法について理解を深め使っているかを確認する。</u>

2	○前次で作成したシンキングツールをペアで交換し、情報の適切さについて、ピア評価を行う。 ○情報を互いにどう評価したかを、その理由とともに共有する。 ○ペアでのピア評価も踏まえ、<u>収集した情報の中で、自らの主張を支える論拠を吟味する。</u> ○シンキングツールを用い、<u>意見文のアウトラインを作る。</u> ○意見文を書く。 ○意見文をペアで読み合い、内容のピア評価をする。 ○意見文について、ループリックを読み込ませた<u>生成A Iを用いて評価する。</u>	・シンキングツールを「論理性（頭での理解）」「情理性（心の共感）」の視点から評価するものに切り替えさせ、相互に評価することで他者視点を意識させる。 ・ペアでのピア評価を踏まえ、「そこから何が言えるか」という視点で、情報の受け手（ペア）の現状や傾向を理解させる。 ・ペアの評価の傾向と自らの情報の抽象度等を踏まえ、<u>どの情報をどのように用いて論証すればいいかを考えさせる。</u> (例)「○○さんは新しい情報を好む傾向があるようだから、興味を持ってもらえるように、最近の具体のニュースなどの例も盛り込もう。」等 ・ピラミッドチャートを使用させ、<u>最上段に主張、その下に「理由（根拠の抽象的なまとめ）」、さらに下に「事例やデータ（具体的根拠）」を配置させる。</u> ・意見文のテンプレートやループリックを示した上で、情報配置や展開を意識させ、400字程度の意見文を書かせる。 ・「論理」（頭での理解）と、「情理」（心の共感）の観点で評価させる。 ・<u>プロンプトの基本形をこちらで準備しておき、生徒は生成A Iにプロンプトと自らの意見文を読み込ませる。</u>	[思考・判断・表現] ① 「記述の分析」 <u>ワークシート、意見文</u> ・立場の異なる読み手を説得するために、<u>批判的に読まれることを想定して、効果的な文章の構成や論理の展開を工夫することができているかを分析する。</u>
---	--	---	---

3

(プロンプト例) 以下の手順で、入力された意見文を添削してください。 利用者が自分の意見文をより良いものにできるように、<u>手直した文章をそのまま提示することは絶対にせず、アドバイスのみ与えてください。</u>なお、利用者が、順を追って理解できるよう、ステップ毎に区切って対話を進めてください。 ステップ1：意見文のテーマの把握 まず、意見文のテーマを利用者から聞き出してください。 ステップ2：想定する読者のプロフィールや傾向の把握 次に、意見文の読み手として想定している読者のプロフィールや判断の傾向を聞き出してください。 (例) 40代の高校教員 公平性を重視し、出典が明確で、保守的な内容のものを好む傾向がある。 ステップ3：意見文の内容の把握 次に、利用者から意見文の内容を入力してもらってください。 ステップ4：意見文の添削 最後に入力された意見文を、次の5つの観点に基づいて1~4点で評価し、それぞれにコメントを添えてください。特に③と④を重視して添削してください。 ①主張の明確さと論理構成：主張が明確で、一貫した構成で展開されているか ②情報の選択と活用：主張を支える根拠が適切で、読者への訴求力があるか ③他者視点の導入と読者配慮：想定された読者像に対して、適切な配慮・表現がされているか（重点項目） ④説得力（論理×情理）：論理と感情の両面からの説得がなされており、読み手に腑落ちする内容か（重点項目） ⑤文字数：400字から600字の間で書けているか。	○<u>ペアとの相互評価、AIによる評価を踏まえ、意見文を書き直す。</u> ○本単元の活動を振り返り、成果と課題を挙げる。	「ロジカル」かつ「エモーショナル」な、ペアの「納得」につながる意見文を目指させる。 (<u>生成AIを用いた評価は絶対的なものではなく、「多様な他者の一人」であることを徹底させる。</u>) ・振り返り際には、学習課題に沿って、目標の達成状況の評価するように促し、自己評価の論拠や今後に生かしたい点、今後改善したい点等も記述させる。 [主体的に学習に取り組む態度] ① 「記述の分析」 <u>書き直した意見文、振り返りカード</u> ・学習の見通しをもって意見文を書くことを通して、自分の思いや考えが明確に伝わるよう、<u>情報を適切に整理したり、批判的に読まれることを想定して文章を構成したり、論理の展開を工夫したりすること</u>に粘り強く取り組もうとしているかを分析する。
---	--	---

※国語科の実践事例では、情報リテラシーの育成に関わる活動等については、波下線で示しています。

【参考資料】

- ・「高等学校学習指導要領(平成三十年告示)解説 国語編 https://www.mext.go.jp/content/20210909-mxt_kyoiku01-100002620_02.pdf
- ・「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料(高等学校編)国語 https://www.nier.go.jp/kAihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_kokugo.pdf
- ・「学習評価の事例集」(宮城県版)高等学校第2編(各教科)国語 <https://www.pref.miyagi.jp/documents/37207/3kokugo.pdf>

主権者教育（情報リテラシーの育成）実践事例

学校名	宮城県白石工業高等学校 全日制課程		
教 科	特別活動	活 動	ホームルーム活動
単位数	1 単位	対象学年	1・2・3 学年
題材・内容	ディベート活動を通して、情報の真偽を考えよう ※ディベートのテーマ設定により、ホームルーム活動の様々な内容とつなげることができます。今回は以下の内容と関連したテーマでの実践事例となります。 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 イ 男女相互の理解と協力 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成		
本時の目標	インターネット等で調べた情報や人から聞いた情報を、ディベート活動を通して多角的に考察することで、情報の真偽や偏りに気づくことができる力を身に付ける。		
評価規準 (目指す生徒の姿)	よりよい生活を築くための知識・技能	集団や社会の形成者としての思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係をよりよくしようとする態度
	インターネットに溢れる情報には真偽が定かでないものがあることを理解している。 適切な情報収集のスキルや、情報の整理の仕方を身に付けている。	互いの意見や考えを認め合いながら話し合い活動に取り組んでいる。 多面的に課題を捉えながら、その解決に向けて意欲的に取り組んでいる。	積極的に話し合い活動に参加し、参加者全員に対しわかりやすく伝えるためにどうすればよいか、粘り強く探ろうとしている。

	ねらい・学習活動等	指導上の留意点
一年次	〈ねらい〉 高校1年生であっても、物事を一面的に捉えてしまったり、一度受け入れた情報を無批判に正しいものとして信じ込んだりする生徒は少なくない。そこで、ディベートを通して自分とは異なる立場や意見に触れさせることで、多様な情報や考え方を比較・検討し、物事を多面的に捉える力を育成する。また、自らの主張を支える根拠を収集・分析し、その信頼性や妥当性を評価する過程を通して、情報を批判的に読み解く力を養う。さらに、反対意見への対応を考えることで、自分の考えを客観的に見直し、新たな視点を取り入れながらより適切な判断を行う態度を育成することをねらいとしている。	
	◇1人対1人のディベート 【1時間目のディベートのテーマ】 「スマートフォンのプランを無制限にしたい子供」 vs. 「阻止できないとお小遣いが減る親」 ① くじでペアを組む ② 子供役を廊下に集めテーマを発表する ③ 親役を廊下に集めテーマを発表する ④ 10分間で話合わせお互いに勝敗を決める ⑤ 役を交代し前回の勝者同士、敗者同士で組直し再び対戦する ⑥ 自分の考えをまとめ、全員一言ずつ発表する ⑦ 総括（教師） ◇グループ対グループのディベート 【2時間目のディベートのテーマ】 「スーパーの袋は必要か」 vs. 「スーパーの袋は不必要か」 ① 班分け ② ルール（流れ）説明 ③ テーマの発表 ④ ディベート ⑤ 自分の考えをまとめ、全員一言ずつ発表する ⑥ 「教師」対「生徒全員」で対戦を行う ⑦ 総括（教師） ディベートのルール(流れ) ① 肯定側の立論 ② 否定側の質疑 ③ 否定側の立論 ④ 肯定側の質疑 ⑤ 自由討論 ⑥ 否定側・最終弁論 ⑦ 肯定側・最終弁論	・初めてのディベートであることから、より身近な題目を設定することで、話し合いの内容を考えやすくする。 ・より役になりきるために、詳しく状況説明をし、奮起できるようにテーマを伝える。 ・考える時間や調べる時間はあえて取らず今の自分の知識・表現力だけで挑戦させる。 ・役を交代することにより相手の立場に立って物事を考えられるようにする。 ・ディベート実施時の自身の考えの変化などを踏まえさせ、賛成であっても反対であっても最後は自分の考えをまとめさせる。 ・本格的なディベートを経験させるため、ルールについてはあらかじめ提示し、一読するように伝えておく。 ・ジャッジは意見を伝えるのが苦手な生徒に行わせることにより、ディベートに参加しながらディベートに対する苦手感を減らし、次回のディベートに備えさせる。 ・制限時間を設けるが状況を判断し延長も行う（議論が成立するように時間を柔軟に使う）。 ・教師と戦う際は自分たちで勝てると思うテーマ（同じでも可）を選択させ賛成反対も選ばせる。

	ねらい・学習活動等	指導上の留意点
二年次	〈ねらい〉 事前にテーマを提示することで、参加者はインターネットなどを活用して情報収集を行うことができる。その際、様々な情報源に触れさせ、自分の意見を支持する根拠だけでなく、反対の立場の意見についても調査させる。これにより、情報の信頼性や妥当性を判断する力、多面的・批判的に情報を捉える力を養うとともに、根拠に基づいて自らの考えを形成し、予想される反論に適切に対応する能力を育成することをねらいとしている。 ◇生徒に200個のテーマ案を提示し、その中からテーマを決めさせてディベートを行う 【ディベートのテーマ例】 「男が得か」vs.「女が得か」 「遠距離恋愛は続くか」vs.「遠距離恋愛は続かないか」 ① 班分け（班分けアプリ利用） ② ルール説明（一年次と同じルール） ③ テーマの確認（テーマは生徒が事前に決める） ④ ディベート ⑤ 自分の考えをまとめ、全員一言ずつ発表する ⑥ 「教師」対「生徒全員」で対戦を行う ⑦ 総括（教師）	・テーマを生徒たちで決めさせることにより、より主体的に参加できるようにする。 ・ジャッジやチームをくじ引きで決定することで、楽しみながら活動に取り組む雰囲気をつくる。 ・制限時間はできる限り守らせ、より本格的な議論を行うことで思考力・判断力の向上につなげる。 ・教師と戦うことによって、大人の考え方や方略を伝えることができる。また、自分たちの成長の立ち位置を知ることができる。

	ねらい・学習活動等	指導上の留意点
三年次	〈ねらい〉 集大成となる今回の活動では、運営をすべて生徒に任せ、主体的に進行できるようにする。教師は、生徒が誤った認識をしている場合や質問を受けた場合であっても、基本的には介入せず見守る立場をとる。成功だけでなく失敗も含めて、生徒自身の経験として蓄積し、今後の学びに生かしていくことをねらいとしている。 また、今回からはディベート中の AI 活用を認める。AI を利用することで、多様な視点や根拠を短時間で収集し、より精度の高い主張や反論を構築できると考えるためである。一方で、AI が提示する情報が常に正しいとは限らないため、その情報の真偽や信頼性を自ら判断し、複数の情報源と照らし合わせながら活用する姿勢を身に付けさせたい。これは、情報を主体的かつ批判的に捉える情報リテラシーの育成につながる。 さらに、ディベートでは論理的な主張だけでなく、感情や価値観に基づく意見が示される場面もある。その際、AI には人間同士の感情の機微や文脈を十分に理解できない場合があることを実感させ、AI の利点と限界を理解した上で適切に活用する態度を養うことも本活動のねらいとしている。	
	◇班決め・テーマ決定・ジャッジなど運営をすべて生徒に委ねてディベートを行う ・ディベートが得意な生徒・不得意な生徒がいるので、肯定側・否定側のいずれかは AI を利用可能とする。 【ディベートのテーマ例】 「消費税 1 %にすべきか」 vs. 「現状維持か」 ① 1 週間ぐらい前に HR 委員にテーマや班決めに依頼 ② テーマが決まったら周知し、事前準備が可能であることを伝える。使用する意見共有ツールも生徒が決定し、事前準備をする。 ③ ルール説明（生徒が行う） ④ ディベート（進行も生徒が行う） ⑤ 自分の考えをまとめ、全員一言ずつ発表する ⑥ 世論調査の結果を伝える ⑦ まとめ ※ 2 時間目として、1・2 年次での取り組みと同様に「担任」 vs. 「生徒」によるディベートを行う。過去に苦戦した対戦相手に対して善戦する体験を通して、情報を多角的に見る力など自身の成長を感じさせる。	・テーマを生徒たちで決めさせることにより、より主体的に参加できるようにする。 ・AI を利用し自分の意見をまとめさせる。また相手の意見を取り入れることにより、うまく反論できない部分をカバーさせる。 ・オンラインツールを利用し、意見を投稿することで、自分の意見を伝えることが苦手な生徒に配慮する。 (今回は「ふきだしくん」を使用した) ・生徒に現在の時事を選択させるように誘導し、就職試験や進路活動に関わる事に興味を持たせる。また、終わりに世論調査の結果などを提示することにより、自分たちの考えだけではなく世の中の考え方に目を向けさせる。

VIII 主権者教育に関するQ & A

※Q 1～Q11 は、「私たちが拓く日本の未来」（指導資料）より抜粋

Q 1 政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいか。

A 1

○ 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、以下のような点に留意して行うことが必要である。各学校において校長を中心に学校として指導のねらいを明確にして取り組むこと。

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。
- ・多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。
- ・その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。

なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日文部科学省通知）にも留意すること。

Q 2 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることはよいか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいか。

A 2

○ 政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要である。そのため、生徒の話し合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられる。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示する場合も考えられる。

○ このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要である。

具体的には、

- ・教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- ・教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- ・見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- ・見解を押しつけることとならないようにする

ことなどに注意することが必要である。

- また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要である。
- さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められる。
- なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投票日当日など（以下「Q&A」では「選挙運動期間中等」という）に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げるようなことのないよう特に留意することが必要である。

Q 3 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいか。

A 3

- 政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められるが、種々の見解を取り上げる際に、現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられる。
- 現実存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、適切に指導を行うことが求められる。
- なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q 2 で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要がある。

Q 4 政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいか。

A 4

- 政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方（以下「政治家等」という）の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられる。
- その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要である。
- また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から具体的な投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要である。
- なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要である。

- さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待される。
- 選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要である。

Q 5 政治的教養を育む教育を行う際に、満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきか。

A 5

- 満 18 歳以上の生徒と満 18 歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満 18 歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満 18 歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要がある。
- 特に、選挙運動期間中に満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要である。
 - ・たとえ教育的なねらいがあったとしても、選挙運動期間中に満 18 歳未満の生徒が満 18 歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満 18 歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること。
 - ・また、満 18 歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること。
- このため、満 18 歳以上と満 18 歳未満の生徒が混在する第 3 学年等において、例えば、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められる。
- なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう留意することが必要であるが、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることをしないよう特に留意することが必要である。

Q 6 授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいか。

A 6

- 政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要である。
- そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すより

も結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要である。

- また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要である。
- いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められる。
- なお、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満18歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要である。
- 一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対しても、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められる。

Q 7 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいか。

A 7

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられる。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められるが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれる。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要である。
- なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがある。

Q 8 政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいか。

A 8

- 政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番組等を活用して行うことは、指導方法として考えられる。
- その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められるが、放送で取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題については様々な見解があることを生徒に理解させることが必要である。

Q 9 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいか。

A 9

- 実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満 18 歳以上の生徒に尋ねることは控える必要がある。
- また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられるが、満 18 歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきである。

Q10 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのか。

A10

- 実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満 18 歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではない。

Q11 外国籍の生徒がいる場合、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのか。

A11

- 政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要である。
- なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満 18 歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができないので、この点に留意することが必要である。

※Q12～Q14 及び次ページの表は、平成 30 年 3 月に宮城県選挙管理委員会が発行した「新しい有権者に教える先生のための選挙講座」より抜粋

Q12 選挙期間中、実物の選挙公報を使用した授業を行ってもよいか。

A12

- 選挙公報を使用すること自体は規制されないが、副教材に記載されているとおり、選挙期日前に授業で実施した投票の結果を公表できないことや投票の秘密保持、教育者の地位利用など特定の候補者への投票を意図させないように注意する必要がある。

Q13 教員が主権者教育のため、選挙管理委員会のHPから選挙公報をプリントし、生徒に配布して授業を行うことは可能か。

A13

- 選挙管理委員会のホームページに掲載された選挙公報の取り扱いについては、①それをプリントして、不特定又は多数の者に頒布すること、②候補者、政党関係者以外の者が選挙公報データを電子メールで送信することは、公職選挙法に抵触する恐れがある。

ただし、目的が、主権者教育のために、授業で使用する分の選挙公報のみプリントアウトして授業することは、差し支えないと解される。

Q14 教員が、録画した政見放送を、校内で放映することは可能か。

A14

- 主権者教育のために、限られた場所（教室等）で、限られた対象者に対して放映することは差し支えないが、特定の候補者だけ放映するなど特定の候補者への投票を意図させないよう注意する必要がある。また、当然ながら、選挙運動のために、校内放送整備を使って、政見放送を放映することはできない。

教員が主権者教育の授業で配布・掲示できるものの基準

	選挙期間中	選挙期間以外
選挙公報 (プリント)	○ あくまで、授業で使用する分のプリントであって、必要以上に多数の者への頒布につながらないように注意すること。	○ 過去の選挙公報を活用することは規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政党等公約集	× 生徒自ら適正に入手した場合は、直ちに違反にはならない。	○ 過去の選挙の資料やホームページに掲載されている資料を活用することは直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
まとめサイト (新聞社等)	○ 一般的には選挙運動のために使用する文書図画には当たらないと考えられるが、特定の争点ではなく幅広く取り上げること。	○ 特定の争点ではなく幅広く取り上げること。
ビラ、パンフレットの配布・ポスター掲示	× 選挙のために作成されたビラ・パンフレット・ポスターは、頒布の期間、場所、数などが限られる。	○ 過去の選挙の資料を活用する場合、直ちに規制されるものではないが、政治的中立が確保されることが必要。
政見放送の録画放映	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
新聞記事	○ 政治的中立が確保されること。	○ 政治的中立が確保されること。
模擬投票結果の発表	× 公職選挙法の「人気投票の公表の禁止」と「投票の秘密保持」に抵触する恐れがある。	○ 当該選挙の当選人確定後であれば公表しても差し支えないと解されているが、選挙期間前に、出馬表明している候補者を対象としたものや当選人確定前に公表することは人気投票の禁止に抵触する恐れがある。

【注意】○であっても、特定の政党や候補者に偏るような資料や説明にならないよう政治的中立が確保されるよう、注意してください。

※Q15～Q30は、文部科学省「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」に関するQ＆A（生徒指導関係）より抜粋

Q15 学校の構内における生徒の活動について、選挙運動を含め規制できる法的根拠は何か。

A15

- 学校教育法第5条にあるとおり、学校は設置者が管理するものである（設置者管理主義）。学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなし得るものと解される。学校の学校施設を学校教育目的以外で使用することについては、法令の規定に基づく場合や、学校教育上支障がないと管理者の同意がある場合に認められる（学校教育法第137条）。

学校管理規則等により、その管理について委任を受けた学校長も同様に学校の物的管理や運営管理を行うことができる。

（参考）学校教育法（昭和22年法律第26号）

第5条 学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定のある場合を除いては、その学校の経費を負担する。

第137条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。

Q16 通知では、放課後や休日等における、学校の構内における生徒の政治的活動等については、学校教育上の支障が生じないように制限又は禁止することが必要とされているが、どのような場合に学校教育上の支障が生じることが想定されるか。

A16

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【学校施設の物的管理の上での支障があると認められる場合】

◆部活動による利用があらかじめ決まっている日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、本来の教育活動による施設の利用の妨げとなる場合

◆施設を管理する人員が確保できない日に、生徒が体育館を用いて集会を開催しようとするなど、施設の管理者として、責任をもって施設と利用者の安全を確保することができない場合

【他の生徒の日常の学習活動等への支障があると認められる場合】

◆生徒が放課後に校庭でマイクとスピーカーを用いて演説会を行おうとしたところ、自習している他の生徒を妨げることになる場合

【その他教育を円滑に実施する上での支障があると認められる場合】

◆その他、放課後、休日の空き教室等の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを学校管理規則等に沿って判断する

以上の例のような教育上の支障があると認められる状態を生じさせないように、学校は、適切な施設管理や生徒指導を行う必要がある。

Q17 前述のような教育上の支障を生じさせないようにするため、校則や懲戒の在り方に関する留意点としてどのようなことがあるか。

A17

○（校則等について）

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。判例上、学校は教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において校則を制定し、生徒の行動などに一定の制限を課することができるものと解されている。

公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下、「改正法」という。）の施行以前にあって、学校等においては、教育上の支障を生じさせないようにする観点から、校則等により、学校の構内における文書図画の頒布や集会の実施を学校の許可等にかからしめることとしている例がある。従来の判例においては、こうした校則等は認められているところであり、改正法の施行後にあっても、学校の構内に関して、この基本的な考え方は変わるものではないと考えられる。

（生徒に対する懲戒について）

生徒の懲戒については、当該懲戒が学校の教育目的の達成の観点から「必要かつ合理的な範囲」のものである必要がある。裁判例には、生徒の懲戒に当たり、懲戒に値するかどうか、いずれの懲戒処分を選ぶべきかを決するには、行為の軽重のほか本人の性格、平素の行状等諸般の要素を考慮する必要がある、これらの判断は学校の合理的裁量に任せるのでなければ適切な結果を期し難いとしたものや、「政治活動を理由に欠席した生徒を、学校が正当な理由のない欠席として懲戒処分することは政治的活動の自由を侵害することにはならない」としたものがある。

なお、学校としては、あらかじめ、生徒の懲戒の基準について生徒や保護者に周知を図り、家庭等の理解と協力を得られるよう努めることが重要である。また、校長及び教員は、実際に懲戒を行うに当たっては、懲戒の手続等について定めた学校管理規則や校則等の要件を踏まえ、適正な手続を経るようにすることにも留意が必要である。

Q18 生徒から、「デモ」参加の打合せのために放課後、休日に空き教室を使用したい旨申し入れがあった場合、使用を許可することは適切か。

A18

○ 「デモ」参加の打合せは、通常は、政治的活動等に該当すると考えられる。このため、放課後、休日の空き教室の使用を許可するか検討するに当たっては、学校施設の目的外使用として適切かを、学校管理規則等に沿って判断することになる。

その際は、通知にあるとおり、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、判断することが必要である。例えば、暴力行為を伴う活動を行っている団体に所属する者が参加するとの情報が寄せられるなど、学校施設の物的管理の上での支障を来すおそれが高い場合や安全が確保できない場合などは、不許可とすることが考えられる。

Q19 「選挙運動、政治的活動、投票運動は構内では禁止する」と学校が校則等で定め生徒を指導することはできるか。

A19

- Q15 のとおり、学校教育法は、設置者管理主義をとっており、学校の設置者は、学校の物的管理（校舎をはじめとした施設の管理を含む。）や運営管理（児童生徒の管理を含む。）などに必要な行為をなし得るものと解される。

このことや、学校の状況等を踏まえ、学校教育の目的の達成の観点から「構内では禁止する」と校則等で定め、生徒を指導することは不当なものではないと考えられる。

Q20 学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について制限又は禁止することが必要とされる「違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合」とは、どのような場合が想定されるか。

A20

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【違法なものと認められる場合】

- ◆選挙運動に18歳に満たない者を動員した場合
- ◆必要な許可（地権者・市区町村、都道府県公安委員会等）を受けずに集会やデモを実施する場合
- ◆インターネット上（SNSを含む。）で対立候補やその支持政党等を誹謗中傷する場合

【暴力的なものと認められる場合】

※政治的活動等自体は違法ではないが、その中で暴力的な活動が行われることを想定

- ◆行進中に人に向かって投石を行うことや警備に当たる警察官の公務を妨害する行為等が行われるようなデモに参加する場合
- ◆人の生命、身体、財産、名誉、自由に対する害悪の告知を行うような集会に参加する場合

【違法又は暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合】

※社会通念上、活動が「違法なもの」「暴力的なもの」になるおそれが高いものを想定

- ◆違法な無許可デモを繰り返しており、今後も同様の活動を続けることを公言している団体の主催するデモに参加する場合

Q21 放課後、休日等に学校の構外で行われる生徒の政治的活動等について、適切な指導を行うことが求められる「生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合」とは、どのような場合が想定されるか。

A21

- 例えば、以下のような場合が想定される。

【生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆授業を欠席して、自身が支持する政治団体の主催する集会に参加する場合

- ◆政治的活動等に没頭して夜遅くまで頻繁に電話やメールをすることが続き、結果として、家庭での学習を怠り学業に影響が出たり、昼夜逆転の生活により授業への集中力を失ったりしている場合

【他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合】

- ◆特定の政策を支持する集会への参加を要請するため、自宅にいる他の生徒に対して夜遅くまで頻繁にメールや電話をし、当該生徒の認識や社会通念を踏まえれば、当該生徒の学業や生活に悪影響が出ていると判断される場合
- ◆特定の政策に賛成する先輩が、部活動での人間関係を利用して後輩に集会への参加を強要する場合

【生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障がある場合】

- ◆特定の政策に賛成するグループと反対するグループとがある中で、学校内に対立が持ち込まれた結果、日常の生徒会運営や学級運営に支障が生じる場合

Q22 SNS等による生徒のコミュニケーションや学校外の生徒の活動について、学校はどこまで実態把握を求められるか。

A22

- 学校の状況に応じてまちまちであり、一概に言うことは困難であるが、一般論としては、例えば、校外の交友関係等により、学校の教育活動に支障を生じている又は生じることが明らかに予見されている場合は、教育上の観点から必要な指導が行えるよう、具体的な事実の把握が必要になる場合があると考えられる。

Q23 放課後、休日等に学校の構外で行われる政治的活動等について、届出制とすることはできるか。

A23

- 放課後、休日等に学校の構外で行われる、高等学校等の生徒による政治的活動等は、家庭の理解の下、当該生徒が判断し行うものであるが、このような活動も、高等学校の教育目的の達成等の観点から必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

したがって、高校生の政治的活動等に係る指導の在り方については、このような観点からの必要かつ合理的な範囲内の制約となるよう、各学校等において適切に判断することが必要であり、例えば、届出をした者の個人的な政治的信条の是非を問うようなものにならないようにすることなどの適切な配慮が必要になる。

Q24 放課後、休日等に生徒が校門を出たところで政治的活動等を行うことについて、どのように考えればよいか。

A24

- 校門を出たところは学校の構外に当たる。したがって、通知の第3の3に従い、違法なものや暴力的なもの、それらになるおそれが高いもの（Q20の例を参照）はやめるよう指導すべきである。

違法又は暴力的なものに当たるおそれがない場合には、当該活動が学校の構内での活動に近い性質を有することに鑑み、他の生徒の日常の学習活動等への支障や、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、注意して対応することが必要である。

Q25 インターネットを利用した選挙運動は、どのような場合に公職選挙法違反となるか。

A25

- 選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、ラインなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができる。

ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報の表示が義務付けられているほか、電子メールを利用する選挙運動は候補者や政党等のみに限られており、また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されている。

インターネットを利用した選挙運動に関する規制については、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」の参考編に収録している「投票と選挙運動等についてのQ&A」のQ15（97～98ページ）においても解説してあるので、併せて参照願う。

Q26 公職選挙法上、SNSを利用した選挙運動（リツイート、シェア等）は可だが、電子メールを利用した選挙運動は不可であることについて、どのように説明すればよいか。

A26

- 選挙運動用電子メールの送信については、以下のような理由により、候補者・政党等が行う場合以外は禁止となっている。

1. 密室性が高く、誹謗中傷やなりすましに悪用されやすいこと
2. 複雑な送信先規制等を課しているため、一般の有権者が処罰され、更に公民権停止になる危険性が高いこと
3. 悪質な電子メール（ウィルス等）により、有権者に過度の負担がかかるおそれがあること

詳しくは、総務省ホームページを参照願う（電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁（https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10_2.html））。

Q27 インターネットを利用した生徒の政治的活動等のうち、許される行為と許されない行為はどのようなものがあるか。

A27

- 例えば以下のような例が想定される。

【許される行為の例】

- ◆ 18歳以上の者が、選挙運動期間中に、「〇〇さんを当選させよう！」というツイートをリツイートすること（ブログや掲示板に書き込む、ラインのグループトーク等に投稿する、フェイスブックで「いいね！」をする等も同様）
- ◆ 「〇〇という現状を踏まえ、××という施策を推進すべき」といった選挙運動とならないようなツイートを行うこと（時期、満18歳以上か未満かを問わない）

【許されない行為の例】

- ◆ 選挙運動期間中に選挙運動用の電子メールを友人や家族に転送すること（満18歳以上か未満かを問わない）
- ◆ 校則で校内の使用が制限されているにもかかわらず、授業中や休み時間に校内でスマホを利用してツイッターやフェイスブック、ラインで政治的な発信を行うこと

**Q28 生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる場合、学校はどのように対応すればよいか。
停学や退学といった懲戒処分の対象としてもよいか。**

A28

- 学校教育の役割としては、まずは、生徒が公職選挙法等に違反することがないように、高校生向け副教材を活用しつつ、公職選挙法等に関する正しい知識についての指導を行うことが重要である。

しかし、もし、生徒が公職選挙法等に違反していると考えられる事態が発生した場合には、警察等の関係機関と適切に連携することになる。基本的には、法の執行に関しては関係機関に委ねつつ、学校としては、生徒指導上の課題として捉えた際に必要と考えられる指導を行っていくことが求められる。

また、懲戒処分の対象とすること自体は、必要かつ合理的な範囲内のものとして行うことは可能と考えられる（訓告や口頭注意等にとどめることも差し支えない）が、その場合は、基準をあらかじめ明確化し、生徒や保護者に周知するとともに、学校管理規則や内規等で適正な手続を定めることが必要であることに留意願う。

Q29 投票日当日に学校行事がある場合等に、投票を理由とした公欠を認めることは考えられるか。

A29

- 学校行事等により、生徒が投票日当日に投票することが困難な場合は考えられるが、期日前投票、不在者投票といった制度を活用することで、期間内に投票することが適切であり、公欠を認めることは基本的に考えられない。

なお、一般的には、参議院議員通常選挙や地方選挙については、任期満了に伴い実施されるものであるため、投票日の時期を一定程度予想することができる。よって、学校行事の日程の設定に当たって留意するとともに、選挙の日程が確定した際に柔軟な対応を可能とする予備日の設定等を検討しておくことも有用と考えられる。

Q30 選挙期間中に海外に留学している生徒への対応についてどのように考えればよいか。

A30

- 選挙期間中に海外に留学している生徒については、当該生徒が選挙権を有する場合、国内での投票とは異なり、生徒自ら又は生徒の家族が、住んでいる地域を管轄する在外公館（大使館又は領事館）に対して在外選挙人名簿の登録申請をする必要がある。登録申請に当たっては、留学する際に市役所、町村役場へ転出届を出しておく必要がある。在外公館の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有していれば、在外選挙人名簿に登録され、在外投票をすることができることになる。詳細は各市区町村の選挙管理委員会に確認の上、助言することが望ましいと考えられる。また、選挙に関する情報収集の方法について助言する等、生徒の状況に応じて対応することが望ましいと考えられる。

Ⅸ 参考資料

1. 国の参考資料

【総務省】

- 高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」（教師用指導資料も掲載）

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/senkyo/senkyo_nenrei/01.html

- 主権者教育の取組状況等

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/shukenshakyoiku/index.html

※主権者教育の取組事例（宮城県柴田町「高校生との議会懇談会」も掲載）などを掲載

※主権者教育のための学習教材に「情報の真意を確かめよう！～選挙編～」（文科省作成）掲載

- 上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/

【文部科学省】

- 高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）について（平成27年10月29日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1366835.htm

- 教職員等の選挙運動の禁止等について（通知）（令和8年1月26日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/mext_000126.html

- 今後の主権者教育の推進に向けて（最終報告）（令和3年3月31日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/142/mext_00001.html

- 教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）（令和7年9月25日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html

- 教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ（第7回）（令和8年4月24日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/109/siryo/mext_00007.html

【NITS 独立行政法人教職員支援機構】

- 校内研修シリーズ（テーマ別）教育課題マネジメント「主権者教育（No107、No108）」

<https://www.nits.go.jp/materials/intramural/theme.html>

2. 宮城県内の参考資料

【宮城県選挙管理委員会】

- 令和7年度選挙出前講座の実施について（選挙出前講座スライド（高校生向け）なども掲載）

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/senkyo/demae.html>

【仙台市選挙管理委員会】

- 選挙出前授業への取組について

<https://www.city.sendai.jp/senkyokanri-kanri/shise/senkyo/suishin/demae/index.html>

【吉野作造記念館】

- 教育活動でのご利用（高校生対象の主権者教育に関する出張講座など）

<https://www.yoshinosakuzou.info/blank>

【宮城県教育委員会 担当部署】

○政治的教養の教育に関すること（本ガイドラインの編集も担当）

高校教育課 教育指導第一班（電話：０２２－２１１－３６２４）

○生徒の政治的活動等に関すること

高校教育課 学校経営・生徒指導班（電話：０２２－２１１－３６２６）

○教職員の選挙運動に関すること

教職員課 服務制度班（電話：０２２－２１１－３６３６）